法學博士 花井卓藏序

齋藤與七郎著

新舊對照

刑法講話

全

發行所 東京 昭文堂

68-549

新舊對照

刑法講話

全

明治
43. 2. 10
內交

68-5-49

序

刑法改正せられて以來、刑期頓に長きを加へたるは事實なり。其初犯たると再犯たるとに拘らざるも又事實なり。加之、刑の執行猶豫は輒く之を許さず、甚しきに至ては保釋責付を以て刑法上の特典なるが如くに誤解するものさへあり。而して之を以て新法の要求なりとす。刑の範圍擴大せられたりと雖、長期を以て適用刑の標準となしたるにあらず。罪案と罪人とは刑の量定に關する基礎觀念にして、必要以外に刑罰を科するは決して新法の精神にあらざるなり。

監獄は刑法必然の歸着點にあらずとは、吾人の常に唱導する所なり。刑の執行を猶豫して仍且刑の目的を達することを得ば、裁判の權威は刑罰の執行を竣たずして玆に震耀し、刑法の大旨義は餘蘊なく發輝せ

られたるものとせざるべからず。況や事は偶發に屬して累犯の懼なきものに於てをや。主觀觀察よりするも、客觀觀察よりするも、犯罪に對する刑罰の觀念は畢竟一つあつて二なし。刑罰法の變遷は沿革上嚴酷より寬雍に向ひつつあるは事實なり。而して今や舊法改正せられ、新法施行せらるるに際し、舊法に比し三倍五倍の刑を量定して敢て酷なりとせず。而も其反響は執行猶豫の恩典をして其影を潛めしめ、保釋責付の規定をして空文たらしめんとす。豈に鑒みざるべけんや。

犯罪の多きは國家の誇りとなすに足らず。人口一萬に對し十人以上の犯人を出すの國何處にありや。吾人の聞く所を以てすれば、英國にては人口一萬に付四人五分、獨國にては四人七分、佛國にては七人九分なりといふ。之を我十人〇一七に比すれば如何ん。我國にありては、從

來被告人として監房に收容せらるる人員は五萬七千を以て豫定とし、未だ曾て超過したることなきに拘らず、今や九千人を增して六萬六千人を算するに至れり。之を既決囚に見るも四萬七千人の昨年は五萬六千人の今年となれり。是れ新法の實施と共に刑の量定に激變を來したる畏るべき一現象にあらずや。

國家は新法を以て長期の刑を裁判權に强要したることなし、司法當局は慣習犯職業犯の如き惡性の徒に對して、刑の量定輕きに失することを警めたり。然れども初犯にして改悛の見込ある者に對して、同樣の刑罰を科すべしとは命ぜざるなり。犯罪の社會に存するは其國の貧窮なるよりも憂慮すべきことにして、犯罪の爲め國家が消費する金額の夥多なるを見ても理解し得べし、法ありて權なく、斷ありて效なし。夫

れ之を何とか云はん。仁以て興りたるは周なり。過ある者赦して問はず、罪ある者宥して輕きに從ふ。天地の仁心を推廣して刑法の大を示すは今の時にあらずや。

余刑事法評林を監修す。頃者感ずる所あり。前言を記して江湖に問ふ。齋藤與七郎君刑法講話を著し、序を余に徵す、職務忙劇、親しく稿を閲して鄙見を述ぶるに遑なし。暫く舊稿を揭げて其責を塞ぐと云爾。

明治四十二年十一月念五日

法學博士　花井卓藏　識

新舊對照

刑法講話目次

緒論……一頁
第一章　刑法の概念……一
第二章　日本刑法の沿革……二
第三章　刑罰權の基本……三
第四章　犯罪の性質……五
第五章　犯罪の主體客體及び手段……八
本論……二
第一編　總則……二
第一章　法例……二
第二章　刑……三
第三章　期間計算……元

第四章　刑の執行猶豫……五九
第五章　假出獄……六三
第六章　時效……六九
第七章　犯罪の不成立及ひ刑の減免……七四
第八章　未遂罪……九三
第九章　併合罪……九九
第十章　累犯……一一三
第十一章　共犯……一一九
第十二章　酌量減刑……一三一
第十三章　加減例……一三四
第二編　罪……一四五
第一章　皇室に關する罪……一四八
第二章　內亂に關する罪……一五三
第三章　外患に關する罪……一六一
第四章　國交に關する罪……一七一
第五章　公務の執行を妨害する罪……一七八
第六章　逃走の罪……一八三
第七章　犯人藏匿及ひ證憑湮滅の罪……一九〇
第八章　騷擾の罪……一九六
第九章　放火及ひ失火の罪……二〇〇
第十章　溢水及ひ水利に關する罪……二一八
第十一章　往來を妨害する罪……二三三
第十二章　住居を侵す罪……二三四
第十三章　秘密を侵す罪……二三八
第十四章　阿片煙に關する罪……二四一
第十五章　飲料水に關する罪……二四七

第十六章　通貨僞造の罪……二五二
第十七章　文書僞造の罪……二六四
第十八章　有價證券僞造の罪……二八四
第十九章　印章僞造の罪……二八九
第二十章　僞證の罪……二九八
第二十一章　誣告の罪……三〇四
第二十二章　猥褻姦淫及び重婚の罪……三〇七
第二十三章　賭博及び富籤に關する罪……三一〇
第二十四章　禮拜所及び墳墓に關する罪……三一七
第二十五章　瀆職の罪……三三四
第二十六章　殺人の罪……三四八
第二十七章　傷害の罪……三五四
第二十八章　過失傷害の罪……三六三

第二十九章　墮胎の罪……三六八
第三十章　遺棄の罪……三七六
第三十一章　逮捕及び監禁の罪……三八一
第三十二章　脅迫の罪……三八六
第三十三章　略取及び誘拐の罪……三九一
第三十四章　名譽に對する罪……四〇一
第三十五章　信用及び業務に對する罪……四〇六
第三十六章　竊盜及び强盜の罪……四一〇
第三十七章　詐欺及び恐喝の罪……四一八
第三十八章　橫領の罪……四二九
第三十九章　贓物に關する罪……四四六
第四十章　毀棄及び隱匿の罪……四五〇

新舊對照

刑法講話目次 終

齋藤與七郎著

新舊對照

刑法講話

緒論

第一章 刑法の概念

法律には公法と私法の區別がありまして刑法は公法の一部であります而して公法は此刑法の外憲法行政法刑事訴訟法民事訴訟法等であります斯の如く法律には公私の二種ありまして刑法は實に公法の一部に屬し主として犯罪と刑罰の關係を規定した法律であります故に一個人にして罪となる所爲を犯せば一個人の告訴がなくも國家は刑罰權の作用に因り罪を犯した者を罰するは此刑法の目的であります

又此刑法と刑事訴訟法との關係は即ち刑法は如何なる所爲を犯せば罪であるか又其罪には

如何なる刑罰を科するかと云ふことを定めた法律で刑事訴訟法は此刑法を適用する手續方法を定めた法律であります

第二章　日本刑法の沿革

昔の人は其性質至つて善良であつて決して罪を犯すと云ふことは出來ない者と思ふて居つたのであります然れども偶罪を犯す者があれば神の罰を受け其財產は穢れた者として之を水中に投するのは慣例で又治罪の手續も犯罪の證明に付き證據の擧らないときは神託を乞ふことゝしたのであります其後少しく進歩して犯罪人の財產を水中に投ずるの不利益なることを悟つて被害者に給與することゝ爲し其後更に進歩して損害賠償と云ふ考を起すに至りました之を第一期の太古時代としまします

文武天皇藤原不比等に命じて大寶律令を編せしめ天罪と國罪とを分ち刑事と兵事とを區別し稍法律の體裁を爲すに至りました其後益發達して延曆式と云ふ法律を發布し治罪の手續を定め貞觀中格式十二卷を編纂し延喜格式を發布しました之を第二期の大寶律令時代としまします

藤原氏の權勢が衰へて實權が武門に歸しまして以來英雄豪傑が各地に起りまして其權力を爭ひ安心の出來ない時に當りまして各地の諸大名は各自に自分勝手の法律を制定しました即ち北條氏の貞永式目及び建武式目の發布より德川氏の天下を統一するに當り德川百ケ條の發布等之を第三期の英雄割據時代としまします

維新以來明治三年に新律綱領を發布し同七年改定律令を發布し此改定律令は歐米諸國の法理を折衷し監獄規則の如きも明治五年の頃より實施され大に日本法律の面目を改めました之を日本法律沿革の第四期としまします

其後明治十三年に至り舊刑法は發布され同十五年より實施されました而して此舊刑法は歐米諸國の法理に依り特に佛國法に則り新律綱領及び改定律令と異なり大に進歩した法律でありますが然れども日本國運の發展は舊刑法を以て滿足することの出來ないことの多い處より明治四十年四月現行刑法の發布となり同四十一年十月より實施されました之を日本法律沿革の第五期としまします

第三章　刑罰權の基本

刑罰權の基本と云ふことは罪を犯した場合に刑罰を科する理由を尋ぬることにて右に付ては種々の學説がありますけれども左の三説は學者の能く唱へ居る説であります

第一説絶對主義説　此説は犯罪者を罰するは國家自存の目的の爲め正義上の必要より罰するので決して一個人又は社會の利益の爲めに罰するのでないと云ふ説であります然れども此説は國家のあると云ふことを知て個人のあると云ふことを知らない極端の説であると云ふことであります

第二説相對主義説　此説は犯罪者を罰するは個人の利益の爲めで國家自存の爲めでないと云ふ説であります此説も人民のあるを知て國家のあるを知らない極端の説であると云ふことであります

第三説折衷主義説　此説は絶對主義説も相對主義説も各一理ありますけれども何れも一方に偏して其正鵠を得た者でない正義と利益とは車の兩輪の如く兩ながら離れることは出來る者でありませんから單に利益の一方を標準とすることは出來ません又國家は正邪善惡の絶對的觀念を基本とすることは道德の範圍に屬して社會制度の權限ではありませんから正義と利益とを折衷して始めて眞理に適合する者であるとの説で現今多數の學者は此説を以て現行刑法の根本と爲し居る傾向であるも、是も餘り感心しない、其よりは寧ろ國家は國家の存在上必要と認めた時は或不正の行爲を罰するのであると云ふこそ正當であると思ふ

第四章　犯罪の性質

罪と云ふことは如何なることであるかと云へば即ち罪とは、法律に於て罰する禁令及び命令違犯の不法の所爲を云ひます、故に罪と云ふとは必らず法律に於て罰する所爲でなければなりません罪と云ふことと不法の所爲と云ふことの差は實に此點にあります、民法にも不法の行爲と云ふことがあります、然れども之を稱して直ちに、罪と云はないのは刑法に於て之を罪として罰しない爲めであります。

元來刑事に關する法律は、人民保護の爲めに、立法者の設けた禁令及び命令であります、人を殺せば死刑に處し他人の物を盜めば懲役に處すとの規定は、其反對より云へば他人を殺すべからず、他人の所有物を盜むべからずとの禁令であります、又失火罪の中には、人の家屋其他の物件を燒失せざる樣注意すべしとの命令は當然含まれて居ります。

又所爲と云ふことは二樣の意味があります、即ち一は人間の動作のことを云ひ他は人間の動作と之が結果の總稱を云ひます、茲には第一の意味に用ひて居ります然れども法律上所爲と云ふことは人間の動作の全部のことを云ふのではありません、意思の働きに基く人間の動作のことで、意思の働きに基かない動作は法律上所爲とは云ひません、一の出來事と云ひます、然れども人間は罪となるべき所爲を行つたからと云ふて直ちに刑法上罰しなければならないと云ふことはありません、所爲と犯罪の事實と原因結果の關係を要する外、尙は一定の意思の働きに基く所爲でなければ之を犯罪として罰することは出來ません、犯罪に一定の意思の働きを必要とすることは、現行刑法全般に通ずる骨子であります、尙は此犯罪の意思と所爲とに付ては區別して説明します。

第一犯罪の意思　人間の意思は、其欲する處の必要を滿足せしめんとする考に因り發動する者で、罪を犯すの主旨即ち遠因又は目的となる者であります、然れども此意思の犯罪行爲に必要となるには、決心と犯意との、二段階があります、而して、決心とは犯罪行爲を爲す意思の外形に顯れたことを云ふので、犯意とは情を知て國法は犯罪として示した所爲を實行する決心のことを云ひます、換言すれば、犯意とは犯罪の法定條件と云ふことを知て之を實行せんとする意思の働きのことで、而して犯罪の法定條件と云ふことは、刑法第二編の各本條に規定した犯罪成立要素のことであります、此法定條件と云ふことを知る上は之を實行するの意思の働きは、所謂犯意で、刑法上の責任を生ずるのは之より外の事實を知る必要はありません、故に此犯意がなければ、決して罪となる者ではありません。

第二犯罪の所爲　此犯罪の所爲と云ふことは、一定の決心を外形に表した人間の動作のことであります、然れども如何に外形に表れた人間の動作があつても之を指揮する決心のないときは、所爲ありと云ふことは出來ません、犯罪の所爲ありと云ふは、必らず之を命じた決心と是非善惡を辨別し又惡事は爲さないとすれば爲さないことの自由あるに拘らず之を爲せは刑事責任の生ずる基礎であります、故に人を殺し他人の物を盜たる所爲があつても此辨別自由決心の其一を欠くときは、犯罪の所爲として、之を罰することは出來ません假へば心神喪失者の所爲の如きは辨別心を欠きたる適例で、自己又は他人の生命、身體、若くは財産に對する現在の危難を避くる爲め、止むを得ざるに出でたる所爲の罪とならな

いのは、自由を欠きたる適例で罪を犯す意思なき者の所爲の罪とならないのは罪を犯すの決心即ち犯意のない適例であります、此刑事責任の基礎である、辨別、自由、決心の三者は備つて人を殺し他人の物を盜む所爲があれば、始めて殺人の罪となり、盜罪となるのであります。

第五章　犯罪の主體客體及び手段

茲に一の犯罪があれば、如何なる者は之を犯すことを得るか、又此犯罪は如何なる者に對して之を犯すことを得るかの問題が起ります、前者は犯罪の主體論で後者は客體の論であります、尙ほ區別して說明します。

第一犯罪の主體　此犯罪の主體と云ふことは、罪を犯した事柄に付き、責在を負ふに足る人のことで而して責任を負ふに足る人と云ふことは辨別、自由、犯意を備へた人のことであります、即ち事柄の善惡と云ふことを知り且惡しき事は爲さないとすれば、爲さないことの自由あるに拘らず、故意に之を行つた者のことであります、而して心に、辨別、自由故意、と云ふ働きのある者は肉體のある人類に限ります、然れども、法律は特に法人に對し罰金を科すと云ふ規定のある點より見れば法人も犯罪の主體たることを得るは明了であります。元來法人は法律の擬制に因る人であれば、辨別、自由、故意と云ふ働きはありません、然れども法人は其法人を組織する人に因て活動する者であれば、假へ法人の名義を以て罪を犯したとしても、其代表者である者は犯罪の責任を負はねばなりません故に刑法上主體の地位に立つ者は肉體のある人類及び法人であります。

第二犯罪の客體　此犯罪の客體とは、犯罪の被犯者のことであります、故に肉體のある人類即ち辨別、自由、故意のない人及び法人も被害者たることは出來ます、肉體のある人は、勿論、辨別、自由、故意のある人は、生活の目的上名譽と財產を有して居りまた又法人も法律上權利義務の主體である人格を認められて居りますから、名譽及び財產を有して居ることは肉體のある人類と異なることはありません、從て之を侵害する者があれば、肉體のある人類と等しく、法律の保護を受くべき者であります。

第三犯罪の手段　此犯罪の手段とは犯罪の主體と客體との間に立て其連絡を通ずる所爲のことであります、假へば人を毒殺するに當り毒を飮ましめたるは毒殺の手段である、故に

犯罪の成立するには、犯罪の主體、客體手段の三つの者がなければなりません、又人類は犯罪の主體又は客體となることを得るばかりでなく、時に手段となることがあります、即ち力の強い者に手を捉へられて、他人に打たしめられた塲合の如きは、其人は犯罪の主體又は客體ではなく手段であります、何となれば犯罪の主體と客體との間に立て連絡を取つた媒介者に過ぎないからであります。

本編

第一編總則

總說

總則と云ふことは、此刑法に關する事柄の全般に通ずる法則と云ふことで、全編總て十三章より成つて居ります、而して第一章に法例第二章に刑第三章に期間計算第四章に刑の執行猶豫第五章に假出獄第六章に時効第七章に犯罪の不成立及び刑の減免第八章に未遂罪第九章に併合罪第十章に累犯第十一章に共犯第十二章に酌量減輕第十三章に加減例と云ふことに成つて居ります、而して此第一章の法例と云ふは舊刑法の法例と云ふを其儘用ひた規定であります、然れども、其規定した事柄は全く修正されてあります、第二章の刑と云ふは、舊刑法の刑例の內刑名、主刑處分、附加刑處分と云ふを修正した規定で、第三章の期間計算と云ふは、舊刑法の刑期計算と云ふを修正した規定であります、第四章の刑の執行猶豫と云ふは本法の新に設けた規定で、第五章の假出獄と云ふは舊刑法の假出獄と云ふを

其儘用ひた規定であります、然れども、其規定した事項は大に修正されてあります、又第六章の時効と云ふは舊刑法の期滿免除と云ふを修正した規定で、第七章の犯罪の不成立及び刑の減免と云ふは、舊刑法の不論罪宥恕減輕及び自首減輕と云ふを修正した規定であります、第八章の未遂罪と云ふは、舊刑法の未遂罪と云ふを修正した規定であります、又第十章の累犯と云ふは、舊刑法の數罪俱發と云ふを修正した規定で、第十一章の共犯と云ふは舊刑法の數人共犯と云ふを修正した規定であります、而して第十三章の酌量減輕と云ふは舊刑法の酌量減輕と云ふを其儘用ひた規定で第十二章の加減例と云ふは舊刑法の加減例及び加減順序と云ふを合併した規定であります、此外舊刑法に徵償處分と云ふ規定がありますけれども、本法は之を非訟手續法に規定することゝして、之を省き、又舊刑法に復權及び親屬例等の規定がありますけれども、復權は特別法に規定することゝして之を省き又親屬例は民法に規定がありますから之を省きました、

第一章　法例

法例と云ふことは、此刑法を適用する通則と云ふことにて、第一條より第八條に至る八ケ條より成つて居ります、而して本章は舊刑法の第一篇第一章の法例と云ふを修正した規定であります然れども、舊刑法は刑法を適用する人及び場所又は外國裁判所に於て言渡した確定判決の効力等に付き何等の規定もありません爲め、不便でありますから、本法は此刑法を適用する人及び場所に付ては第一條より第四條に規定し、外國裁判所に於て言渡した確定判決の効力に付ては第五條に之を規定しました、又舊刑法は官吏と同視すべき公吏又は法令に因り公務に從事する議員、委員、其他の職員に關する規定及び官署と同視すべき公署に關する規定に付ては、不完全でありますから、本法は汎く國家の公務に從事する者を公務員とし、官署公署を公務所として第七條に修正の規定を爲し舊刑法の欠點を補ひました、舊刑法は第一條に於て法律に於て罰すべき罪を別つて三種とし重罪輕罪違警罪としと規定してありますが、此區別は其科すべき刑の輕重に因り其名稱を附したので、之を區別すると云ふ一定の標準はないばかりでなく、かつこれを區別するも何等の實益はありませ

んから本法は此實益のない區別を廢しました、又舊刑法は第三條に於て法律に正條のなきは者何等の所爲と雖も之を罰することを得ずと規定し第四條に於て此刑法は陸海軍に關する法律を以て論ずべき者に之を適用することを得ずと規定してありますが、此等は當然のことで、條文として揭ぐる必要がありませんから、本法は之を省きました、

第一條　本法ハ何人ヲ問ハス帝國内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

帝國外ニ在ル帝國船舶内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付キ亦同シ

本條は此刑法を適用する人及ひ場所に關する規定で、第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に本法は何人を問はず帝國内に於て罪を犯したる者に之を適用すとありますが、此本法と云ふことは、此刑法と云ふことで、何人を問はず帝國内に於て罪を犯したる者に之を適用すると云ふことは、日本の人であると外國の人であるとに拘らず、日本國内に於て罪を犯した者に此刑法を適用すると云ふことであります、然れども何人と云ふても、我國の　天皇陛下外國の君主、大統領、外國の使節、外國の軍隊及び軍艦等に對しては此刑法を適用することは出來ません、何となれば我國の　天皇陛下は法律の御本體で、法律の上に在らせらるゝ爲めであります、外國の君主及び大統領は、我國の　天皇陛下と同等と見做す爲めで、外國の使節及び軍隊軍艦は、其本國を代表すると云ふ特別の身分ある爲めであります、又我國の陸海軍の軍人及び帝國議會の議員に付ても、此刑法を適用するに付き多少の制限があります、即ち陸海軍の軍人に付いては陸海軍刑法を適用する部分に限り此刑法を適用しません、帝國議會の議員に付ては議員が議會に於て陳べた議論は、如何に人を侮辱した言葉があつても、議院内の處分に止め、議院外に於て此刑法に依り處分することが出來ないことに成つて居るからであります。

又帝國内と云ふことは、日本の領分内と云ふことにて、日本の領土である陸地は勿論領海も日本の領分内であります、而して領海とは海の陸に接する六海哩内の海のことであります、元來海は各國の共有で何れの國の領分にも屬しませんが、然れども、外國の船舶にして内國の沿岸に來り危害を加ふることがあつても、其沿岸國は、之を支配することが

が出來ないとすれば、危險でありますから、海の陸に接する一部を領海として其沿岸國に於て支配することゝしたのであります。

第二項の帝國外に在る、帝國船舶内に於て罪を犯したる者に付き亦同じとありますが、此帝國外と云ふことは、本來より云へば日本の領分外の國土、公海、外國の領海等のことであります、然れども、本條に云ふ帝國外と云ふことは、船舶に關する規定でありますから、公海及び外國の領海のことではありません、軍艦は其本國を代表する者でありますから、船のことで、軍艦のことではありません、之れに反して商船は其本國を代表する者でありますから、何れの國に至るも外國の支配を受けません、外國の領海に碇泊するときは、其外國の支配を受くると共に日本の國法にも從はねばなりません、故に日本帝國外に在る日本商船内に於て罪を犯した者は日本の人であると、外國の人であるとに拘らず、此刑法に因り處分さるゝと云ふことであります、而して本條は本法の新に設けた條文であります。

第二條　本法ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

一　第七十三條乃至第七十六條ノ罪
二　第七十七條乃至第七十九條ノ罪
三　第八十一條乃至第八十九條ノ罪
四　第百四十八條ノ罪及ヒ其未遂罪
五　第百五十四條第百五十五條第百五十七條及ヒ第百五十八ノ罪
六　第百六十二條及ヒ第百六十三條ノ罪
七　第百六十四條乃至第百六十六條ノ罪第百六十四條第二項第百六十五條第二項第百六十六條第二項ノ未遂罪

本條は帝國外に於て罪を犯した者に此刑法を適用すると云ふことを、規定した條文で、本條も前條と同じく、本法は何人を問はず帝國外云々とありますが、此本法は何人を問はずと云ふことは、前條と同じ意味でありますけれども、帝國外と云ふことは、前條と

異つて居ります、即ち前條に云ふ帝國外と云ふことは船舶に關した規定でありますから日本の領海以外の公海乃び外國の領海のことを云ひますけれども、本條の帝國外と云ふことは、前條に云ふ帝國外は勿論日本の領分外の外國の國土も本條に云ふ帝國外であります、故にこれ等此日本帝國外に於て本條の各號に記載した罪を犯した者は、此刑法に依り處分さるゝと云ふことであります、而して此本條の第一號に記載した罪は、皇室に對する罪で第二號は、內亂に關する罪、第三號は外患に關する罪、第四號は通貨僞造に關する罪、第五號は文書僞造に關する罪、第六號は有價證券の僞造に關する罪、第七號は印章の僞造に關する罪であります、此等の罪は日本帝國の安寧を害する重大の罪でありますから、日本帝國內に於て犯せば勿論日本帝國外に於て何人が犯しても此刑法に依り處分さるゝと云ふことであります、尤も刑法は、國の安寧を保ち爲めに制定した者で若し此等の罪を日本帝國外に於て犯したと云ふことを理由として罰することが出來ないとすれば、日本帝國の安寧を保つことは出來ませんから、日本帝國外に於て本條の各號に記載した罪を犯した者は何人即ち日本の人たると外國の人たることを問はず此刑法に依り處分さるゝと云ふことであります、而して本條も本法の新に設けた條文であります。

第三條　本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

一　第百八條第百九條第一項第百八條第百九條第一項ノ例ニ依リ處斷スベキ罪及ビ此等ノ罪ノ未遂罪

二　第百十九條ノ罪

三　第百五十九條乃至第百六十一條ノ罪

四　第百六十七條ノ罪及ヒ同條第二項ノ未遂罪

五・第百七十六條乃至第百七十九條第百八十一條及ヒ第百八十四條ノ罪

六　第百九十九條第二百條ノ罪及ヒ其未遂罪

七　第二百四條及ヒ第二百五條ノ罪

八　第二百十四條乃至第二百十六條ノ罪

九　第二百十八條ノ罪及ヒ同條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

十　第二百二十條ノ罪及ヒ第二百二十一條ノ罪

十一　第二百二十四條乃至第二百二十八條ノ罪

十二　第二百三十條ノ罪

十三　第二百三十五條第二百三十六條第二百三十八條乃至第二百四十一及ヒ第二百四十三條ノ罪

十四　第二百四十六條乃至第二百五十條ノ罪

十五　第二百五十三條ノ罪

十六　第二百五十六條第二項ノ罪

帝國外ニ於テ帝國臣民ニ對シ前項ノ罪ヲ犯シタル外國人ニ付キ亦同シ

本條も前條と同じく、帝國外に於て罪を犯した者に此刑法を適用すると云ふことを規定した條文で、第一項と第二項より成つて居ります。

第二項に本法は何人を問はず云々とありますが、此本法と云ふことゝ、帝國外と云ふことは、前條と同樣の意味で後段の帝國臣民と云ふことであります、即ち吾れ〳〵日本國民は日本帝國外に於て本項の各號に記載した罪を犯せば、此刑法に依り處分さるゝと云ふことであります。

本項に記載した、第一號の犯罪と云ふは、放火及び出火の罪で、第二號は溢水及び水利に關する罪、第三號は文書僞造の罪、第四號は印章僞造の罪、第五號は猥褻及び重婚の罪、第六號は殺人の罪、第七號は傷害の罪、第八號は墮胎の罪、第九號は遺棄の罪、第

十號は逮捕及び監禁の罪、第十一號は略取及び誘拐の罪、第十二號は竊盜及び强盜に關する罪、第十三號は詐欺及び恐喝の罪、第十四號は贓物に關する罪、第十五號は毀棄及び損壞の罪、第十六號は贓物に關する罪であります。

此等の罪は日本帝國臣民は日本の臣民に對する罪であれば、日本國内に於て犯せば勿論日本帝國外に於て犯した場合と雖も、此刑法に依り處分さるゝ云ふことであります。

第二項に帝國外に於て帝國臣民に對し前項の罪を犯したる外國人に付き亦同じことありますが、此日本帝國外に於て帝國臣民に對し云々と云ふことは、外國に居る日本人に對し外國人は、本條第一項の各號に記載した罪を犯したときは、如何に外國人であつても日本の安寧を保つ爲め此刑法に依り處分すると云ふことであります、而して本條も本法の新に設けた條文であります。

第四條　本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル帝國公務員ニ之ヲ適用ス

一　第百一條ノ罪及ヒ其未遂罪

二　第百五十六條ノ罪

三　第百九十三條第百九十五條第二項第百九十七條ノ罪及ヒ第百九十五條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル罪

本條は帝國外に於て帝國の公務員が罪を犯したる場合に此刑法を適用すると云ふ條文で、公務員と云ふことは、第七條に規定しある如く官吏公吏法令に依り公務に從事する議員委員其他の職員のことであります、此等の公務員は帝國外に於て罪を犯しと云ふは、即ち我國より外國に派遣し居る我國の大使公使領事、列國會議に列席の爲め出張した議員委員又は罪人引取の爲め外國に出張した公務員等のことであります、此等公務員は帝國外に於て本條の各號に記載した罪を犯したときは此刑法に依り處分されます、而して本條の各號に記載した第一號の罪と云ふは、法律命令に依り拘禁されたる者を看守又は護送する者は被拘禁者を逃走せしめた罪で、第二號は文書僞造の罪第三號は公務員瀆職の罪であります、本條の罪は帝國臣民は帝國外に於て罪を犯した場合に此刑法に依り處分さるゝと云ふことを規定した條文で、前條第一項と殆んど同一の規定であります、唯異つ

て居る處は、前條は、日本帝國の一般臣民に對する規定でありますけれども、本條は帝國公務員と云ふ特別の資格がなければ、犯すことは出來ない點であります、本條も本法の新に設けた條文であります。

第五條　外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行爲ニ付キ更ニ處罰スルコトヲ妨ケス但犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

本條は外國に於て確定裁判を受けた者に對し、日本の裁判所は其事件に付き更に裁判をすると云ふことを規定した條文で、此確定裁判と云ふことは、一旦言渡された裁判は上訴期限を過ぎ去つた爲め不服だと云ふて更に裁判をして貰ふと云ふことは出來ない裁判のことであります、

元來裁判は確定すれば動すことの出來ないのは原則であります、然れども此原則は內國の裁判に對する原則で外國の裁判に適用することは出來ません本條はその適例で即ち日本帝國の安寧を害する罪を犯した日本人又は外國人は外國の裁判所に於て確定裁判を受けたからと云ふて我國の裁判所は罰しないと云ふ譯けには參りません、何となれば、外國の裁判所は外國の利益の爲め罰した者で我國の利益の爲め罰した者でありませんから假へ外國に於て確定判決を受けた場合と雖も、我國の裁判所は同一事件に付き更に罰することゝしたのであります、併しながら近來國と國との交際は益盛なるに從ひ我國に於て罰する罪は外國にても、之を罰しますから外國に於て言渡したる刑の執行を受けた犯罪人に對し更に我國の法律を適用して刑を執行する必要が尠なくなりました、それでありますから、既に外國に於て刑の言渡を受け、其刑の全部又は一部の執行を受けた犯罪人を處罰するに當つては、其刑の執行を免除するか、又は減輕することゝして犯罪人をして一個の罪に付き再び罰しないことを得るものとしたのであります。

第六條　犯罪後ノ法律ニ依リ刑ノ變更アリタルトキハ其輕キモノヲ適用ス

本條は此刑法の時に及ぼす效力を規定した條文で、本條に犯罪後の法律に依り刑の變更

ありたるときは其輕き者を適用すると云ふことは、罪を犯したときと、處分するときの法律は變つた爲め、從つて刑も變つた場合には其の中の輕い刑を執行すると云ふことであります假へば罪を犯した當時の法律に依れば五年の刑に處せらるゝ者は其後法律が變つて三年の刑に處せらるゝことゝなつた時は其輕き三年の刑に處すと云ふことであります獨り二度變つた時ばかりでなく、二度變つても三度變つても其中の輕きものを適用すると云ふことであります。

本條は舊刑法第三條の第二項を修正した規定で舊刑法には新舊の法を比照し輕きに從つて處斷すと在つて、法律は二度變つた場合のみに限る樣に思はれますから、本法は單に其輕きものを適用することゝして、二度變つても三度變つても、其中の輕きものを適用することゝしたのであります、又舊刑法第三條第一項に法律は發布以前に係る犯罪に及ぼすことを得ずとありますが、此法律の發布以前の犯罪に及ぼすことの出來ないことは知れ切つて居りますから、本法は之を削除しました。

參照舊刑法

第三條　法律は頒布以前に係る犯罪に及ぼすことを得ず

若し所犯頒布以前にありて未だ判決を經さる者は新舊の法を比照し輕きに從つて處斷す

第七條　本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏公吏法令ニ依リ公務ニ從事スル議員委員其他ノ職員ヲ云フ

公務所ト稱スルハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ云フ

本條は公務員と云ふことと、公務所と云ふことを規定した條文で第一項と第二項より成つて居ります、而して第一項に本法は公務員と稱するは、官吏、公吏、法令に依り公務に從事する議員委員其他の職員を謂ふとありますが、此官吏とは法律又は命令に依り日本政府の事務を執る人のことで、公吏とは、法律命令に依り公共の事務を執る人のことであります、而して此公吏は官吏の樣に任命の方法に依らず公衆の撰擧に依る者と、特別の資格ある者の願出に依る者との二種ありますが、何れも官の認可に依り始めて公吏となることを得る者であります、公衆の撰擧に係る公吏と云ふは、市町村長のことで特別の資格ある者の願出に依る者と云ふは、公證人及び執達吏等のことであります、又法令

に依り公務に從事する議員委員と云ふは、國會議員を始め府縣郡市村町會の議員委員等のことにて、其他の職員と云ふことは、官公立學校の教員及び書記等のことであります。第二項に公務所と稱するは公務員の職務を行ふ所を云ふとありますが、此公務員の職務を行ふ所と云ふは各官署及び公署のことで即ち內閣を始め各省陸海軍の兵營各府縣郡市町村の役所、國會議事堂府縣郡市町村會の議場各官公立學校公證人及び執達吏役場等のことであります。

舊刑法は官吏公吏及び官署のことのみを規定し其他の議員委員公署のことに付ては何等の規定もなかつた爲め、本法は新に本條を設けて國家の公共事務を執る人の總てを稱して公務員と云ひ此公務員の職務を行ふ所を稱して公務所と云ふことゝしたのであります

第八條　本法ノ總則ハ他ノ法令ニ於テ刑ヲ定メタル者ニ亦之ヲ適用ス但其法令ニ特別ノ規定アルトキハ此限リニ在ラス

本條は此刑法の總則を他の法律命令にも之を適用すると云ふことを規定した條文で。此本法の總則を他の法令に於て刑を定めた者に之を適用すると云ふことは、刑法は普通一般に通ずる法律でありますから此刑法の總則は他の法令、即ち他の法律命令に於て刑罰の設けなき者に付ては此刑法の總則を適用し他の法律命令に於て特に此刑法の總則に依らないと規定しあるときは、各其特別の法律命令に從ふと云ふことであります。

本條の本文は舊刑法の第五條第二項を修正し但書は第一項を修正した條文であります。

參照舊刑法

第五條　此刑法に正條なくして他の法律規則に刑名ある者は各其法律規則に從ふ

若し他の法律規則に於て刑に總則を揭けざる者は此刑法の總則に從ふ

第二章　刑

總說

本章は刑に關する規定で此刑と云ふことは國家が犯罪者に科する所の苦痛のことを云ひます、犯罪人の生命若しくは身體財產を奪ふは苦痛で此苦痛を國家が犯罪人に科するは刑であります、然れども親は子を懲戒するは苦痛はありますけれども、國家の科する苦痛でありませんから、刑と云ふことは、實に國家が犯罪人に科

する所の若痛のことを云ひます。

又本章は舊刑法の第一編第二章の刑例中第一節の刑名第二節の主刑所分第三節の附加刑處分を單に刑と改めた規定であります、又舊刑法は第四節に懲償處分第五節に刑期計算第六節に假出獄第七節に期滿免除第八節に復權のことが規定してありますが、本法は舊刑法の第四節の懲償處分第八節の復權に關する規定は非訟手續法に規定すべき事柄として之を省き、第五節の刑期計算を期間計算と改め本法の第三章に規定し、第六節の假出獄は文字を其儘として本法の第五章に規定し、第七節の期滿免除を時効と改め本法の第六章に規定しました。

第九條　死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及ヒ科料ヲ主刑トシ沒收ヲ附加刑トス

本條は主刑及ひ附加刑の種類を規定した條文で、此主刑と云ふことは、本刑と云ふことにて即ち死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及ひ科料等は主刑で、附加刑とは本刑に附屬した刑と云ふことにて、沒收のことを云ひます。

舊刑法は前にも陳ぶる如く罪を別つて三種とし重罪輕罪違警罪とした結果刑にも重罪の主刑輕罪の主刑違警罪の主刑とし刑期の長短に依り罪の輕重を區別しましたけれども、本法は刑の細別を不必要と認め之を廢し舊刑法の無期徒刑有期徒刑重懲役輕懲役重禁錮を合せて單に之を懲役として定役に服せしむることゝし、無期流刑有期流刑重禁獄輕禁獄輕禁錮を合せて之を禁錮として定役に服せしめざることゝしました、罰金拘留及び科料に付ては刑期及ひ金額を增したのみで、名稱は其儘としました。

附加刑も舊刑法は重罪に附加する者と、輕罪に附加する者とを區別し重罪に附加する者を剝奪公權禁治產、監視沒收とし、輕罪に附加する者を停止公權監視沒收及ひ附加罰金としましたけれども、本法は附加刑の內沒收のみを認め其他は一部を特別法に規定することゝしました。

參照舊刑法

第六條刑は主刑及び附加刑と爲す。

主刑は之を宣告す

附加刑法は法律に於て其宣告する者と宣告せざる者とを定む

第七條　左に記載したる者を以て重罪の主刑となす

一　死刑　二　無期徒刑　三　有期徒刑　四　無期流刑　五　有期流刑　六　重懲役
七　輕懲役　八　重禁獄　九　輕禁獄

第八條　左に記載したる者を以て輕罪の主刑と爲す

一　重禁錮　二　輕禁錮　三　罰金

第九條　左に記載したる者を以て違警罪の主刑と爲す

一　拘留　二　科料

第十條　左に記載したる者を以て附加刑と爲す

一　剝奪公權　二　停止公權　三　禁治産　四　監視　五　罰金　六　沒收

第十條　主刑ノ輕重ハ前條記載ノ順序ニ依ル但無期禁錮ト有期懲役トハ禁錮ヲ以テ重シトシ有期禁錮ノ長期有期懲役ノ長期ノ二倍ヲ超ユルトキハ禁錮ヲ以テ重シトス

同種ノ刑ハ長期ノ長キ者又ハ多額ノ多キ者ヲ以テ重シトシ長期又ハ多額ノ同シキ者又ハ寡額ノ多キ者ヲ以テ重シ其短期ノ長キ者又ハ寡額ノ多キ者ヲ以テ重シ

一個以上ノ死刑又ハ長期若シクハ多額及ヒ短期若クハ寡額ノ同シキ同種ノ刑ハ犯狀ニ依リ其輕重ヲ定ム

本條は主刑の輕重順序を定めた條文で第一項に主刑の輕重は前條記載の順序に依るとありますが、此前條記載の順序に依れば第一に重きは死刑で其次ぎは、懲役又其次ぎは禁錮罰金拘留科料と云ふ順序であります、此死刑は人の生命を奪ふ刑であれば重いことは知れ切つて居りますけれども、懲役は何故に禁錮より重いかと云へば、禁錮には苦役と云ふことはありませんけれども、懲役には苦役と云ますから、重いのであります、又禁錮の罰金より重い譯けは罰金は財産に對する刑で財産は得ようとすれば、容易に得られます、然れども禁錮は人の自由を奪ふ刑で人の自由は金錢に代へられぬ者でありますから、禁錮は罰金より重いとしたのであります、又拘留は人の自由を奪ふ刑でありますけれども、自由を奪ふ日數は僅かでありますから、罰金より輕く科料は財産に對する少額の罰でありますから、拘留より輕いとしたのであります、然れども單に前

條記載の順序に依るとすれば、無期の禁錮より一年の懲役は重いと云ふ不都合を生ずるから故本法は但書を以て無期の禁錮と有期の懲役とあるときは、無期の禁錮を以て重しとし又有期禁錮の長期は有期懲役の二倍を超ゆるときは禁錮を以て重いとしたのであります

第二項の前段に同種の刑は長期の長き者又は多額の多き者を以て重しとするとありますが、此同種の刑と云ふことは、懲役と懲役禁錮と禁錮と云ふことにて、此同伸の刑に付ては、刑期の長いのを以て重しとし、又罰金であれば、金額の多いのを以て重しとすると云ふことであります、又後段の長期又は多額の同しき者は其短期の長き者又は寡額の多き者を以て重しと云ふことは假へば十年以下の懲役に處すとある場合と一年以上十年以下の懲役に處すとある場合には後者を以て重しとすると云ふことで罰金に付ても同樣であります、假へば百圓以下の罰金に處すと云ふ場合と十圓以上百圓以下の罰金に處すとある場合には後者を以て重いとする。と云ふことであります。

第三項に二個以上の死刑又は長期若くは多額及び短期若くは寡額の同しき同種の刑は犯情に依り其輕重を定むとありますが、此二個以上の死刑又は二個以上の同じ長期の懲役禁錮又は同じ金額の罰金及び二個以上の同し短期の懲役禁錮若くは二個以上の同一寡額の罰金に付ては其刑は何れも同一て輕重はありませんから此場合には罪を犯した情狀に依り其刑の輕重を定むると云ふことで、而して此罪を犯した情狀と云ふことは假へば窃盜に付て云ひは同しく物を盜つたからと云ふても飢に迫りて盜みたる場合と酒色の料と爲す爲に盜みたる場合とありますから、此場合には情の憐むべき飢に迫りて盜みたる方を輕いとするといふことであります。

第十一條　死刑ハ監獄内ニ於テ絞首シテ之ヲ執行ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ルマテ之ヲ監獄ニ拘置ス

本條は死刑を執行する方法及び場所に關する規定て第一項と第三項より成りたる條文であります而して第一項に死刑は監獄内に於て絞首して執行するとありますが、此死刑と云ふことは犯罪人の生命を奪ふ刑のことで犯罪人の生命を奪ふには監獄内に於て絞首して執行するとありますが、又監獄とは犯罪人を拘禁又は苦役せしむる處で、即ち死刑の執行は此監獄内に於て絞首して執行すると云ふことであります。

第二項の死刑の言渡を受けたる者は其執行に至るまで之を監獄に拘置すと云ふことは、死刑執行の言渡を受けた者を其生命を奪ふまで監獄に留め置くと云ふことであります、舊刑法に本項の様な規定がなかつた爲め、從來屢迷惑をした處から本法は新に本項を設けたのであります、

本條の第一項は舊刑法第十二條を修正した規定で舊刑法には死刑の執行をすることに付き第十二條より第十六條に到る五ケ條に色々の規定を設けてありますけれども、多くは特別法に規定すべき事柄でありますから、本法は之を削除しました、

參照舊刑法、

第十二條　死刑は絞首す但規則に定むる處の官吏臨檢し獄内に於て之を行ふ

第十三條　死刑は司法卿の命令あるにあらされは之を行ふことを得す

第十四條　大祀令節國祭の日は死刑を行ふにとを得

第十五條　死刑の宣告を受けたる婦女懷胎なるときは其執行を停め分娩後一百日を經るにあらされは刑を行はす

第十六條　死刑の遺骸は親族蔕放乞ふ者あれは之を下附す但式を用ひて葬ることを許す

第十二條　懲役ハ無期及ヒ有期ト

トス、懲役ハ監獄ニ拘置シ定役ニ服ス

本條は懲役に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります而して第一項に懲役は無期及び有期とし云々とありますが、此懲役と云ふ刑は、人の自由を奪ふ刑のことで、無期のものと有期のものとありますが、有期懲役とは一月以上十五年以下の間裁判所に於て定めた期限内監しむる刑のことで、有期懲役とは一生監獄に留め置いて苦役せしむる刑を云ひます、第二項の懲役は監獄に拘置し定役に服すと云ふことは、獄役の刑に處した犯罪人を監獄に留め置いて、定役即ち一定の勞務に服さしむると云ふことであります、

本條の無期懲役と云ふは舊刑法第十七條の無期徒刑に當り有期懲役と云ふは第十七條の有期徒刑第二十二條の重懲役及び輕懲役第二十四條の重禁錮に當ります又舊刑法は徒刑の囚人に關し種々の規定を設けてありますけれども、多くは特別法に規定すべき事柄でありますから、本法は之を削除しました、

参照舊刑法

第十七條　徒刑は無期有期を分たす島地に發遣し定役に服す有期徒刑は十二年以上十五年以下と爲す

第十八條　徒刑の婦女は島地に發遣せす內地の懲役場に於て定役に服す

第十九條　徒刑の四六十歳に滿る者は通常の定役を免し其體力相當の定役に服す

第二十二條　懲役は內地の懲役場に入れ定役に服す但六十歳に滿る者は第十九條の例に從ふ

重懲役は九年以上十一年以下輕懲役は六年以上八年以下と爲す

第二十四條　禁錮は禁錮場に留置し重禁錮は定役に服し輕禁錮は定役に服せす

禁錮は重輕を分たす十一日以上五年以下となし仍ほ各本條に於て其長短を區別す

第二十五條　定役に服する囚人の工錢は監獄の規則に從ひ其幾分を獄舍の費用に供し其幾分を囚人に給與す

但現役百日以內は給與の限りに在らす

第十三條　禁錮ハ無期及ヒ有期トシ有期禁錮ハ一月以上十五年以下トス禁錮ハ監獄ニ拘置ス

本條は禁錮に關する規定で、第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に禁錮は無期及び有期とし云々とありますが、此禁錮と云ふ刑も懲役の如く人の自由を奪ふ刑でありますけれども、苦役と云ふことはありません、此苦役と云ふことのないのは、禁錮の特色で。懲役と異なる要點であります、而して無期禁錮は一生監獄に留め置き有期禁錮は一月以上十五年以下の間裁判所に於て定めた期限內監獄に留め置く刑であります、此禁錮は普通國事犯人に科する刑で懲役は破廉恥罪人に科する刑であります、

第二項に禁錮は監獄に拘置すとありますが、此監獄に拘置と云ふことは、禁錮の刑に處せられた犯罪人を監獄に留め置いて、禁錮の刑を執行すると云ふことであります、

本條の無期禁錮は舊刑法第二十條の無期流刑に當り有期禁錮は同條の有期流刑第三十二條の重禁獄輕禁獄第二十四條の輕禁錮に當ります、又舊刑法は第二十一條に於て流刑の囚人に幽閉を免ずるとの規定もありますけれども、本法は此等の規定を不必要として削除しました

参照舊刑法

第二十條　流刑は無期有期を分たす島地の獄に幽閉し定役に服せす

有期流刑は十三年以上十五年以下とす

第二十三條　禁獄は內地の獄に入れ定役に服せす

重禁獄に九年以上十一年以下輕禁獄は六年以上八年以下と爲す

第二十四條　は前條舊刑法參照欄に記載しあるを以て略す

第二十一條　無期流刑の四五年を經過すれば行政の處分を以て幽閉を免し島地に於て地を限り居住せしむることを得

有期流刑の四三年を經過する者亦同し

第十四條　有期懲役又ハ禁錮ヲ加重スル場合ニ於テハ二十年ニ至ルコトヲ得之ヲ減輕スル場合ニ於テハ一月以下ニ降スコト得

本條は有期の懲役又は禁錮を加重する場合と減輕する場合とを規定した條文で本法に有期の懲役又は禁錮は一月以上十五年以下と爲すとありますけれども素より罪を犯す有樣は色々樣々で。加重すべき塲合もあります、即ち一度の處分に懲りず二度も三度も犯す者に對しては加重して罰しなければなりません、勿論再犯は法律に定めた長期の二倍の刑に處することを得とありますから、加重をした結果終に十五年以上二十年に至ることを得としたのであります、又罪を犯したとは云ふ者の飢に迫り餘義なく僅少の物を盜みたる者の如きは其情に於て憐むべき者であれば、此等の者に對しては減輕して罰しなければなりません、故に之を減輕する塲合には一月以下に降すことを得ることゝしたのであります、

舊刑法に禁錮を減盡したるときは拘留に處すとありまする爲め、本法の有期の懲役又は禁錮を減輕して一月以下に降した時は拘留なるやの疑も起りますなれども、本法第七十條に懲役禁錮又は拘留を減輕するに因り一日に滿たざる時間を剩すときは、之を除棄すとある點より見れば、懲役又は禁錮を減輕して一月以下に降した塲合も尙ほ懲役又は禁錮であることは明かであります、

第十五條　罰金ハ二十圓以上トス但之ヲ減輕スル場合ニ於テハ二十圓以下ニ降スコトヲ得

本條は罰金の刑に關する規定で、罰金の刑とは、犯罪人の財產より一定の金額を徵收する刑のことであります、金額は二十圓以上で此二十圓は罰金の最少額であります、罰金は最少額を示して最高額を示さないのは、本法第百五十二條の樣な規定あるからであります、即ち第百五十二條に依れば通用貨幣を請取つた後僞造又は變造の通貨であると云

ふことを知つて行使した者は其行使した價額の三倍以下の罰金に處すと在て假へば百圓の僞造貨幣であると云ふことを知つて行使した者は、百圓の三倍三百圓の罰金に處せらるゝと云ふ樣な譯で、最高額を定むることは出來ない爲めであります、

此罰金の刑も懲役又は禁錮の樣に情狀の輕い者に對しては減輕することが出來ます、之を減輕する場合には本條但書は二十圓以下に降すことを得ることゝしたのであります、

罰金の刑を減輕して二十圓以下に降す時は罰金なりや科料なりやの疑は起りますが、是れ亦本法第七十條の第二項に罰金を減輕するに依り一錢に滿たざる金額を剩す時亦同じとある點より見れば罰金を減輕して二十圓以下に降した場合も尙罰金であります、而して本條は舊刑法の第二十六條及ひ第七十一條第二項の一部を修正した規定であります、

參照舊刑法

第二十六條　罰金は二回以上と爲し仍ほ各本條に於て其多寡を區別す

第七十一條　罰金を減輕したるときは科料に處す

第十六條　拘留ハ一日以上三十日未滿トシ拘留場ニ拘置ス

本條は拘留に關する規定で拘留とは一定の期間內拘留場に留め置き犯罪人の自由を拘束する刑であります此自由を拘束する點と定役のなき點は全く禁錮と同一で唯其期間の異なる丈であります、前に陳べた通り禁錮は無期と有期とあつて有期禁錮は一月以上十五年以下でありますけれども、加重する場合には二十年に至ることを得ることゝし減輕する場合には一月以下に降すことが出來ます而して此拘留は其期間一月以上三十日以下で最も輕微の犯罪に科する刑であります、

本條は舊刑法第二十八條及ひ第七十二條第二項但書を修正した規定で舊刑法は其期間は一日以上十日以下とし加へて十二日と爲すことを得とありましたか其範圍があまりに狹い爲め本法は本條の如く改めたのであります、

參照舊刑法

第二十八條　拘留は拘留所に留置し定役に服せす其期間は一日以上十日以下と爲す仍ほ其本條に於て其長短を區別す

第七十二條の第二項　但書拘留は加へて十二日に至ることを得減して一日以下に降すことを得

第十七條　科料ハ十錢以上二十圓未滿トス

本條は科料に關する規定で、科料とは犯罪人の財産より一定の金額を徴收する刑であります、罰金と其性質は同一て唯異なる處は金額の點丈けてあります、罰金は二十圓以上てありますけれども科料は十錢以上二十圓以下て極輕微なる罪に科する財産刑であります、本條は舊刑法の第二十九條を修正した規定で舊刑法は科料は五錢以上九十五錢以下としてありましたか是れ亦其範圍狹い爲め本法は本條の如く改めたのであります、又舊刑法には加へて二圓四十錢に至ることを得としましたけれども、本法は科料の範圍を擴めた爲め加重はしないことゝしました、

參照舊刑法

第二十九條　科料は五錢以上一圓九十五錢以下と雖し仍ほ各本條に於て其多寡を區別す

第七十二條　第二項但書の後段科料は加へて二圓四十錢に至ることを得減して五錢以下に降すことを得す

第十八條　罰金ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上一年以下ノ期間之ヲ勞役場ニ拘置ス

科料ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上三十日以下ノ期間之ヲ勞役場に留置ス

科料ヲ併科シタル場合ト雖モ留置ノ期間ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ス

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲ス時ハ其言渡ト共ニ罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル場合ニ於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ言渡スヘシ

罰金ニ付テハ裁判確定後三十日內科料ニ付テハ裁判確定後十日內ハ本人ノ承諾アルニアラサレハ留置ノ執行ヲ爲スコトヲ得ス

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ受ケタル者其幾分ヲ納ムルトキハ罰金又ハ科料ノ全額ト留置日數ノ割合ニ從ヒ其全額ニ相當スル日數ヲ控除シテ之ヲ留置ス

留置期間內罰金又ハ科料ヲ納ムルトキハ前項ノ割合ヲ以テ殘日數ニ充ツ

留置一日ノ割合ニ満タサル金額ハ之ヲ納ムルコトヲ得ス

本條は罰金又は科料の言渡を受た者は完納することは出來ない場合に關する處分方法を規定した條文であります、此罰金科料も一の刑罰であれば言渡を受けて其裁判確定した時は罰金は三十日内科料は十日内に納めなければなりません、若し其期限内に納めないときは罰金に付ては一日以上一年以下科料に付ては一日以上三十日以下の期間勞役場に留め置かるゝものであります、然れども本人の承諾あるときは、右の期間内と雖も留置することが出來ます、而して此留置の期間は罰金又は科料の言渡をなす時言渡さなければなりません、又罰金には併科と云ふことはありますから時に澤山の金額に上ることがあります、然れども、如何に多額に上るからと云ふても、留置の期間は六十日を超ゆることは出來ません何となれば輕微の犯罪に科する科料に對し六十日以上留置するは酷に失するからであります、

此罰金科料の言渡を受けた者は全部を納むることが出來ないで其幾分を納めたときは、其罰金又は科料の金額と留置日數の割合に從ひ其金額に相當する日數を除いて之を留置すると云ふことで假へは百圓の罰金に處せられ、之を納めないとき八十日の留置處分を言渡された者は、七十圓を納めて殘三十圓を納めることが出來ないときは、一日は一圓貳十五錢に當りますから、七十圓に相當する五十六日を除き三十圓に相當する二十四日の留置處分をすると云ふことであります、

又留置されて居る中に罰金科料を納めたときは、其留置された日數相當の金額を罰金科料の全額より差引き納入せしむべき者であります、如此差引き計算をするときは、留置の日數は一日の割合に滿たざることがありますから、若し留置日數一日に滿たない金額のある場合には之を切り棄てることゝしたのであります、

本條は舊刑法第二十七條及び第三十條を修正した規定であります舊刑法は罰金又は科料の金額と留置日數との割合を一日一圓とし又留置日數は二年を超ゆることを得ずとしたる爲め千圓の罰金に處した場合には勞い罰金の一部を拋棄しなければならぬ不都合を生ずる故に本法は罰金又は科料の金額に應じ一日以上一年以下の期間内に於て適宜に裁判所をして留置の日數を定むることとしました又舊刑法は罰金の完納期限を一ケ月とし科料は

十日内とし此期限内は如何に本人の承諾があつても留置の處分をしないことゝしたのは不便でありますから、本法は本人の承諾あるときは何時にても期限に拘らず留置することゝしました、

又舊刑法には罰金又は科料の幾分を納めた場合及び留置された後罰金又は科料を納めた場合に關する規定はなく不便であつた爲め本法は此等に關する規定を設けて舊刑法に於ける不便を除くことゝしたのであります、

又舊刑法に禁錮限内罰金を納めたときは其經過したる日數を控除し禁錮を免す親族其他の者代つて罰金を納めたるとき亦同じとありますが此等は當然のことで條文として掲くる必要はありませんから本法は之を削除しました、

參照舊刑法

第二十七條　罰金は裁判確定の日より一月内に完納せしむ若し限内完納せさる者は一圓を一日に計算して輕禁錮に換ふ其一圓に滿たさる者と雖も仍ほ一日に計算す

罰金を禁錮に換ふる者は更に裁判を用ひす檢察官の求めに依り裁判官之を命す但禁錮の期限は二年を過ぐることを得す

若し禁錮限内罰金を納めたる時は經過したる日數を控除して禁錮を免す親族其他の者代て納めたる者亦同し

第三十條　科料は裁判確定の日より十日内に納完せしむ若し限内完納せさる者は第二十七條の例に照し之を拘留に換ふ

第十九條　左ニ記載シタル物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得

一　犯罪行爲ヲ組成シタル物

二　犯罪行爲ニ供シ又ハ供セントシタル物

三　犯罪行爲ヨリ生シ又ハ之ニ因リ得タル物

沒收ハ其物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限ル

本條は沒收に關する規定で、第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に左に記載したる物は之を沒收することを得とあつて第一號より第三號に沒收すべき物を掲げてあります、即ち第一號に犯罪行爲を組成した物とありますが此犯罪行爲を組成する物と云ふことは、其所持して居ることが罪となることにて假へは阿片煙又は阿片

煙吸食の器具を所持して居れば所謂犯罪を組成した物を所持し居る適例であります此犯罪行爲を組成した物を所持して居れは沒收されます第二號に犯罪行爲に供し又は供せんとしたる物とありますが、此犯罪行爲に供し、又は供せんとたしる物と云ふは犯罪行爲を爲す爲め直接使用し、又は使用せんとした物のことにて假へば人を殺すに刀劍を使用した時は其刀劍は犯罪行爲に供した物であります、第三號の犯罪行爲より生じ又は之に因り得たる物と云ふ即ち前者は物を拵へた所爲は罪となることにて、假へは行使の目的を以て貨幣を僞造した時は犯罪行爲より生じた物で又犯罪に因り得たる物と云ふは罪を犯して得た物のことにて、此罪を犯して得た物は直接犯罪に因りて得た物でなければなりません直接得た物と交換し又は直接得た物を以て買受けた物は犯罪に因り得た物ではありませんから、沒收することは出來ません假へは官吏の取つた賄賂は沒收すべき物でありますけれども、其取つた金を以て買受けた金時計は沒收することは出來ません何となれば、金時計は賣買なる正當の手續に依り買受けた物で犯罪に因り得た物でないからであります、

第二項に沒收は犯人以外の者に屬せざる物に限るとありますか、此犯人以外の者と云ふことは、被害者又は其他の者と云ふことにて、此等の者の所有に係るときは沒收することは出來ませんけれども、犯人の所有に係るか、又は所有者の分らないときは沒收すると云ふことであります、

本條は舊刑法第四十三條第四十四條を修正した規定で舊刑法の第四十三條に沒收すべき物として第一法律に於て禁制した物件とありますが本法はこれは特別法に規定しべき物として之を除き新に犯罪行爲を組成すべき物と云ふを設けました、又第二第三として犯罪の用に供し又犯罪に因り得たる物とありますけれども何れも其範圍狹く適用に不便の爲め本法は舊刑法の犯罪の用に供したると云ふを改めて犯罪行爲に供し又は供せんとしたる物と爲し又犯罪に因り得たる物と云ふを改めて犯罪行爲より生じ又は之に因り得たる物としました又舊刑法は第四十四條前段に法律に於て禁制した物件は何人の所有を問はず之を沒收するとの規定を設けてありますけれども前に陳る如く本法は之を特別法に規定することゝしましたから之を省きました後段に犯罪の用に供し及び犯罪に因り得

たる物件は犯人の所有に係り又は所有者なきときの外之を没収することを得ずとありますけれども本法は其物は犯人以外の者に属せさる時に限ると改め被害者又は其他の者に属する場合を除き犯人の所有に係るか所有者のない時之を没収することしたのであります、

参照舊刑法

第四十三條　左に記載したる物件は宣告して官に没収す但法律規則に於て別に没収の例を定めたる者は各其法律規則に從ふ

一　法律に於て禁制したる物件

二　犯罪の用に供したる物件

三　犯罪に因て得たる物件

第四十四條　法律に於て禁制したる物件は何人の所有を問はず之を没収す犯罪の用に供し及び犯罪に因り得たる物件は犯人の所有に係り又は所有主なき時の外之を没収することを得す

第二十條　拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アルニアラサレハ没収ヲ科スルコトヲ得ス但前條第一項第一號ニ記載シタル物ノ没収ハ此限リニ在ラズ

本條も前條と同しく没収に關する規定で即ち拘留又は科料に該る罪に付ては没収の刑を科さないことゝしたのであります、元來拘留又は科料に該る罪は輕微の犯罪で世の中に對する危害も尠ない爲めてあります、併しながら如何に拘留又は科料の刑に該る輕微の犯罪ても特に没収すると云ふ規定あるか、又は前條第一項の第一號に記載しある犯罪を構成する物の如きは此世の中にあれは危險であるから没収することゝしたのであります、而して本條は本法の新に設けた條文であります、

第二十一條　未決拘留ノ日數ハ其全部又ハ一部ヲ其本刑ニ算入スルコトヲ得

本條は未決拘留に關する規定て本條に未決拘留の日數は其全部又は一部を本刑に算入することを得とありますか此未決拘留と云ふことは罪を犯したとの嫌疑を受けた者は其事件の取調べの濟むまで監獄に拘束され居ることで又未決拘留の日數は其全部又は一部を本刑に算入することを得ると云ふことは其事件の模様に依り取調べの日數は長くなり其間未決拘留者は身體の自由を奪はれ居りて殆んど刑の執行を受けて居ると同し苦しみをし

て居りますから、取調べか濟んで、彌刑の執行を受ける場合には其未決拘留の全部又は一部を本刑に算入することか出來ると云ふことであります、而して此未決拘留日數の全部を本刑に算入すると一部を算入すると又は其事件の模樣に依り裁判所の認定に因る者てあります此本條も本法の新に設けた條文てあります、

第三章　期間計算

總說

本章は期間計算に關する規定て、此期間と云ふことは或日時より或日時に至る一定の時間のことであります、而して此期間の計算とは刑期の始りと終りを計算することゝ其他刑法上に於ける日數を計算することを云ひます、舊刑法には刑期計算とあります爲め、刑の期間のみに適用して其他の期間には適用することか出來ない嫌はありますから、本法は廣く一般の期間に適用する爲め期間計算と改めたのであります、

第二十二條　期間ヲ定ムルニ月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒテ之ヲ計算ス

本條は期間の計算に關する規定で本條に期間を定むるに月又は年を以てしたるときは曆に從ひて之を計算するとありますが即ち曆に從へは一ケ月と云ふは二月は普通二十八日其他は三十日と三十一日て月に依り日數に相違があります、又一年と云ふは十二ケ月て之を日數にすれは三百六十五日となりますが、然れども二月は時に二十九日なることあつて二月は二十九日なるときは一年は三百六十六日となります此樣に月に依り年に依り日數に相違が在つて此日數の相違は自然犯罪人の所刑日數に影響します今假りに一ケ月の處分を受けたる者は二月十日より刑の執行を受けるとすれは放免の日は三月十日て其受刑日數は二十八日となり又三月十日より執行を受ける者とすれは放免の日は四月十日て其受刑日數は三十一日となります、同しく一ケ月の處分を受ける者てあつて處分を受ける月に依り此樣な相違を見るは免れませんけれとも兎に角本法に月又は年を以て計算する者は曆に從ふとある上は曆に從て計算し又本法に日に就ては何等の規定もありませんけれとも是又曆に從て二十四時と解釋しなければなりません、而して本條は舊刑法の第四十九條第一項を修正した規定てあります、

參照舊刑法

第四十九條　刑期を計算するに一日と稱するは二十四時を以てし一月と稱するは三十日を以てし一年と稱するは曆に從ふ

第二十三條　刑期ハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス

拘禁セラレサル日數ハ裁判確定後ト雖モ刑期ニ算入セス

本條は刑期の起算點を定めた條文で此刑期の起算點と云ふことは刑を執行する時間の數へ始めと云ふことであります、又裁判の確定と云ふことは、上訴期間を過き去つた裁判のことで、上訴とは控訴、上告、抗告のことであります、而して控訴期間は五日て上告及ひ抗告申立期間は三日であります、此上訴申立期間を過き去れは裁判は茲に確定して如何に不服であるからと云ふても、更に裁判をして貰ふと云ふことは出來ません、此更に裁判をして貰ふことの出來ない日から刑の執行をする時間の數へ始めをすると云ふことであります、

舊刑法には刑期は刑名宣告の日より起算すとあります、然れとも若し舊刑法の如く刑期を刑名宣告の日より起算することゝすれは被告人は初審の宣告に服せす上訴したときは未決拘留され居る間に刑期を終るの不都合を生しますから本法は裁判確定の日より刑期を起算することゝしたのであります、

第二項に拘禁せられざる日數は裁判確定後と雖も刑期に算入せずとありますが、此拘禁せられざる日數と云ふことは被告人は身體の拘束を受けない日數と云ふことにて、此身體の拘束は被告人に取り苦痛でありますから如何に裁判は確定したからと云ふても拘禁即ち身體の拘束を受けない日數は刑期に算入しないことゝしたのであります、而して本條は舊刑法第五十一條修正した規定であります、

參照舊刑法

第五十一條　刑期は刑名宣告の日より起算す若し上訴を爲したるものは左の例に從ふ

一　犯人自ら上訴して其上訴正當なるときは前判宣告の日より起算す若し上訴不當なるときは後判宣告の日より起算す

二　檢察官の上訴に係る者は其上訴正當なると否やとを問はす前判宣告の日より起算す

三　上訴中保釋を得又は貰付せられたる者は其日數を刑期に算入することを得す

第二十四條　受刑ノ初日ハ時間ヲ論セス全一日トシテ之ヲ計算ス時

効期間ノ初日亦同シ

放免ハ刑期終了ノ翌日ニ於テ之ヲ行フ

本條は受刑の初日と放免の日に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文でありますが、而して第一項に受刑の初日は時間を論せず全一日として之を計算すとありますが此受刑の初日と云ふことは刑の執行を受け初める日と云ふことで又時間を論せず全一日とし云々と云ふことは刑の執行を受け初めの日は午前と午後とに拘らず全一日として之を計算すると云ふことであります、又時効期間の初日亦同じと云ふことは時効期間も初日は時間に拘らず一日として計算すると云ふことであります、

第二項に放免の日は刑期終了の翌日に於て之を行ふとありますが此放免と云ふことは刑の執行を免除すると云ふことで刑期終了と云ふことは刑の執行を終つたと云ふことであります、即ち犯罪人は刑の執行を終つて監獄を出る日は刑の執行を終つた翌日であると云ふことであります、而して本條は舊刑法第四十九條の第二項と同一の規定であります、

參照舊刑法

第四十九條　第二項受刑の初日は時間を論せず一日に算入し放免の日は刑期に算入せず

第四章　刑の執行猶豫

總說

本章は刑の執行猶豫に關する規定で刑の執行猶豫と云ふことは罪を犯して有罪の宣告を受けた者に對し一定の期間內刑の執行を猶豫すると云ふことであります元來刑の執行猶豫と云ふことは犯罪人に對する恩典でありますから犯罪人は此刑の執行猶豫を受けて居る間は能く行狀を愼まねばなりません行狀を愼んで猶豫された時間を過き去れば最初より罪を犯さない者と同しことゝなりますから恩典を取消されない樣注意をしなければなりません、而して本章は本法の新に設けた規定であります、

第二十五條　左ニ記載シタル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタルトキハ情狀ニ依リ裁判確定ノ日ヨリ一年以上五年以下ノ期間內其執行ヲ猶豫スルコトヲ得

一　前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

二　前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

本條は刑の執行猶豫に關する規定で、刑の執行猶豫と云ふことは前に陳た通り犯罪人に對する恩典で、此恩典を受ける犯罪人は二年以下の懲役若くは禁錮の言渡を受けた者で且前に禁錮以上の刑に處せられたことなく又前に禁錮以上の刑に所せられたことあつても、其刑の執行を終るか或は刑の執行の免除を得てから七年以内に禁錮以上の刑に處せられたことのない者でなければはなりません、此等の者の多くは一時の境遇より罪を犯すに至つた輕微の罪でありますから刑の執行猶豫と云ふ恩典を與ふるのであります、然れども如何に二年以下の刑に處せられた者であつても、悉く此恩典を與ふると云ふ譯けには參りません、假へば人の物を盜んだからと云ふても飢に迫りて他人の店先に在つた餅を盜み取つた者の如きは其情に於て大に憫諒すべき者でありますから、刑の執行猶豫の恩典を與ふべき者でありますけれども、酒色の資に窮し他人の金品を盜み取りたる者の如きは其情惡むべき者であれば、此等の者に對して刑の執行猶豫の恩典を與ふべき者ではありません、

此刑の執行猶豫の多くは輕微の初犯者に與ふる恩典で、此等の者を惡人の寄り集る所なる監獄に入れたならば監獄の惡風を習はしむる樣になりますから、輕微の罪を犯した情狀の憐むべき者には此恩典を與ふることゝしたのであります、

第二十六條　左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘシ

一　猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二　猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三　前條第二號ニ記載シタル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトヲ發覺シタルトキ

本條は刑の執行猶豫を取消す場合を規定した條文であります、本條に左に記載した場合に刑の執行猶豫を取消すべしとあつて第一號より第三號に其執行猶豫を取消す原因を掲げてあります、第一號は刑の執行猶豫を受けて居る内に其者は更に罪を犯した時のことにて第二號は罪を犯したことはない者と認められて刑の執行猶豫を受けて居る者は刑の執行猶豫を受ける前に犯した罪は顯れて禁錮以上の刑に處せられた場合のことであります、第三號の前條第二號に記載した者と云ふは前に禁錮以上の刑に處せられたことがあつても、其刑の執行を終り又は其執行の免除を得た日より七年以内に禁錮以上の刑に處せられたことのない者のことで、此等の者を除く外猶豫の言渡を受ける前に他の罪に付き禁錮以上の刑に處せられたことは顯はれた場合のことであります、

元來刑の執行猶豫は輕微の犯罪人に對する恩典であります、然るに此恩典に與つかる者は恩典を受けて居る間に更に罪を犯し又は恩典を受ける前に罪を犯し居る様な者に對し刑の執行猶豫なる恩典を與ふる必要がありませんから、取消すことゝしたのであります、

第二十七條　刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サル、コトナクシテ猶豫ノ期間ヲ徒過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其効力ヲ失フ

本條は刑の執行猶豫の効力を規定した條文で即ち刑の執行猶豫の言渡を受けた者は其言渡を取消されることなく猶豫の期間を過ぎ去れば其刑の言渡は無効となつて最初より罪を犯さない者と同じことゝなりますから刑の執行猶豫の言渡を受けた者は能く行狀を愼んで取消されない樣注意をしなければなりません、

第五章　假出獄

總說

本章は假出獄に關する規定で此假出獄と云ふことは懲役又は禁錮の刑に處せられた者は改悛の狀ある爲め一定の期間經過の後假に出獄を許されることを云ひます、而して此假出獄も刑の執行猶豫と同じく犯罪人に對する恩典であります、然れども刑の執行猶豫は罪を犯した情狀に因り犯罪人を監獄に入れずに一定の期間内刑の執行を猶豫するのでありますが假出獄は監獄へ這入つた犯罪人が改悛の狀ある場合に假に獄外の生活を許す恩典でありま

す而して此假出獄と云ふことを設けた理由は(一)假出獄は改悛の情ある犯罪人に與ふる恩典で犯罪人は此恩典を得ようとして成るべく惡い心を飜すことゝ(二)假出獄を許されて居る間に惡いことをすれば假出獄を取消されますから、惡いことをしないと云ふ爲めであります、

第二十八條　懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者改悛ノ狀アルトキハ有期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ經過シタル後行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得

本條は假出獄に關する規定で假出獄は懲役又は禁錮の刑に處せられた者の改悛の狀ある爲め假に出獄を許されることで、此假出獄も犯罪人に與ふる恩典であります、而して犯罪人は此恩典を受けるには能く獄則を守り改悛の狀がなければなりません、改悛の狀あるときは無期の懲役又は禁錮に付ては十年有期の懲役又は禁錮に付ては其刑期三分の一即ち十五年の懲役又は禁錮に處せられたときは十五年の三分の一なる五年を過き去れは假出獄の恩典に與かることが出來ると云ふことであります何れも行政廳なる監獄官吏の認定に依らなければなりません、監獄官吏は能く其事實を取調べて、全く改悛の狀あると認むれば假に出獄を許すことゝしたのであります、

本條は舊刑法第五十三條を修正した規定で舊刑法は重罪輕罪に處せられた者は其刑期四分の三無期の刑に付ては十五年とあつて其期間はあまりに長過きますから本法は有期の刑に付ては其刑期三分の一無期の刑に付ては十年を過き去つた後之を許すことゝ改めたのであります、

參照舊刑法

第五十三條　重罪輕罪の刑に處せられたる者獄則を謹守し悛改の狀あるときは其刑期四分の三を經過するの後行政の處分を以て假に出獄を許すことを得無期徒刑の四十五年を經過する後亦同し

第二十九條　左ニ記載シタル場合ニ於テハ假出獄ノ處分ヲ取消スコトヲ得

一　假出獄中更ニ罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二　假出獄前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三　假出獄前他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其刑ノ執行ヲ爲スヘキトキ

四　假出獄取締規則ニ違背シタルトキ

假出獄ノ處分ヲ取消シタルトキ

本條は假出獄を取消す場合に關する規定で、第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に左に記載した場合に於ては假出獄を取消すことを得として第一號より第四號に取消の原因を揭げてあります、即ち第一號に假出獄中更に罪を犯し罰金以上の刑に處せられた者とありますから、罰金以下の拘留又は科料の刑に處せられたときは取消されません、罰金以上の刑に處せられ始めて取消されるのであります、又第二號第三號は假出獄の恩典を受ける前に罰金以上の刑に該る罪を犯して其刑の執行を受ける場合で第四號は假出獄取締規則に背いた場合であります、

以上の原因ある場合には假出獄は取消されます勿論犯罪人に假出獄の恩典を與ふるのは改悛の情ある爲めてあります、然に假出獄なる恩典を受けて居る間に更に罪を犯し又は假出獄の恩典を受ける前に他の罪を犯し罰金以上の刑に處せられ又假出獄取締規則に背く者の如きは改悛の狀なく且世の中に對し危險であるから、假出獄を取消すことゝしたのであります、

第二項の假出獄の處分を取消したときは出獄中の日數を刑期に算入せすと云ふことは、假出獄を許されて居る間は犯罪人は自由の生活をして居りますから、假出獄中の日數を刑期に算入しないと云ふことであります、

本條は舊刑法第五十六條第五十七條の兩條を修正した規定であります

參照舊刑法

第五十六條　假出獄中更に重罪輕罪を犯したるときは直に出獄を停止し出獄中の日數は刑期に算入することを得す

第五十七條　刑期限內更に重罪輕罪を犯したる者は假出獄を許さす

第三十條　拘留ニ處セラレタル者ハ情狀ニ因リ何時ニテモ行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出場ヲ許スコトヲ得

罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサルニ因リ留置サレタル者亦同

本條は拘留に處せられた者及び罰金科料に處せられた者は納めない爲め留置された者を情狀に因り假りに出場せしむる場合に關する規定て本條も第一項と第二項より成りたる條文てあります、而して第一項の拘留に處せられた者は何時にても行政官廳の處分に因り假に出場を許すことを得と云ふは素より罰金以上の刑に處せられた犯罪人のみ假出獄の恩典に與かる者てはありません、拘留に處せられた者でありても改悛の狀あるときは恩典を受けるは當然てありますから本條は拘留に處せられた者も情狀に依り何時にても監獄官吏の見込みに依り假に出場を許すことゝしたのであります、

第二項の罰金又は科料を完納すること能はさるに依り留置されたる者亦同じと云ふは罰金又は科料の刑に處せられた者は其罰金科料を全く納めることか出來ない爲め勞役場に留置された場合に改悛の情あるときは何時にても監獄官吏の見込に依り假に勞役場より出場せしむると云ふことてあります、

舊刑法は重罪輕罪を犯した者にのみ假出獄を許すことゝして拘留又は罰金科料を納めない爲め換刑された者に對しては何等の規定もなく不公平てありますから、本法は改悛の狀ある者に對しては拘留に處せられた者てあつても罰金科料に處せられ納めることは出來ない爲め留置された者でも情狀に依り假に出場を許すことゝしたのであります、

第六章　時效

總說

本章の時效と云ふことは舊刑法の期滿免除と云ふことを改めた規定で、時效とは時の經過と法律の效力に因り或事實を無效にすると云ふことで、即ち刑の言渡を受けた者は一定の期間刑の執行を免れた爲め其刑の執行をしないと云ふことを設けた理由は(一)罪を犯した者はあつても長い間刑の執行を恐れて隱れて居るのは執行を受けたと同じく苦痛であると云ふこと(二)長い月日を經れは世の中の人も自然に罪を犯したと云ふことを忘れると云ふことより設けたのであります、

第三十一條　刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ時效ニ因リ其執行ノ免除ヲ得

本條は時效の效力に關する規定で、刑の言渡を受けた者は時效に因り其執行の免除を得

とありますが、刑とは死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料のことであります、而して此刑の言渡を受けた者は時効に因り其執行の免除を得と云ふことは有罪の言渡を受けて其裁判の確定した儘逃走した者は法律に定めた時間を過ぎ去つた爲め處分をしないと云ふことであります、而して本條は舊刑法第五十八條を修正した規定であります、

參照舊刑法

第五十八條　刑の執行を遁れたる者法律に定めたる期限を經過するに因り期滿免除を得

第三十二條　時効ハ刑ノ言渡確定シタル後其ノ期間内其執行ヲ受ケサルニ依リ完成ス

一　死刑ハ三十年

二　無期ノ懲役及ヒ禁錮ハ二十年

三　有期ノ懲役及ヒ禁錮ハ十年以上ハ十五年三年以上ハ十年三年未滿ハ五年

四　罰金ハ三年

五　拘留科料及ヒ沒收ハ一年

本條は刑の時効期間を規定した條文で、即ち時効は刑の言渡確定した後本條第一號より第五號に記載した期間内其執行を受けなければ、時効に因つて刑の執行を受けずに濟むと云ふことであります、此期間は罪の輕重に依り長短の差があるので、即ち死刑は三十年無期の懲役又は禁錮は廿年有期の懲役又は禁錮は十年以上は十五年三年以上は十年三年未滿は五年罰金は三年拘留科料及び沒收は一年を過ぎ去れは時効に罹りて最初より罪を犯さない者と同しことゝなります此樣に犯した罪の輕重に依り時効の期間に長短の差異のあるのは、死刑の如き重大の刑は世の中の人は長く記臆して忘れませんけれども科料の如き輕微の刑は忘れますから前記の如き區別を設けたのであります、而して此期間は刑の言渡確定した後執行を遁れた日より起算するのであります、

本條は舊刑法第五十九條を修正した規定で舊刑法は死刑及び拘留及び科料を除く外は其期間長きに失しますから、本法は期間を短く改めたまてゝあります、

參照舊刑法

第五十九條　主刑は左の年限に從て期滿免除を得

一　死刑は三十年
二　無期徒流刑は二十五年
三　有期徒流刑は二十年
四　重懲役重禁獄は十五年
五　輕懲役輕禁獄は十年
六、禁錮罰金は七年
七　拘留科料は一年

第三十三條者時効ハ法令ニ因リ執行ヲ猶豫シ又ハ之ヲ停止シタル期間内ハ進行セス

本條は時効期間の進行しない場合に關する條文で、即ち時効は法令に因り執行を猶豫し又は之を停止したる期間内は進行せずと云ふことは、刑の執行は犯罪人に取り苦痛であります、然に犯罪人は此苦痛である刑の執行を受けずに、執行の猶豫を得て居るか又は假出獄を許されて執行の停止を受けて居る間は苦痛である刑の執行を受けて居りませんから、此刑の執行を受けて居ない間は時効の期間は進行しないと云ふことであります、

而して本條は本法の新に設けた條文であります、

第三十四條　時効ハ刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕スルニ因リ之ヲ中斷ス

罰金科料及ヒ沒收ノ時効ハ執行行爲ヲ爲シタルニ因リ之ヲ中斷ス

本條は時効の中斷に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に時効は刑の執行に付き犯人を逮捕するに因り中斷すとありますが、此時効の中斷と云ふことは、時効期間の進行を始めた後中頃其進行を妨けることで、此時效の中斷は刑の執行をする爲め犯罪人を逮捕するに因り中斷すると云ふことであります、即ち死刑に處せられた犯罪人は逃走して三十年を過ぎ去れは時効に罹ります、然に二十年を過きて逮捕されたときは、之は時効の中斷すれは過ぎ去つた二十年は無效となつて再ひ時効に罹るには更に三十年を過き去らなければならぬと云ふことであります、本條に逮捕とありますから、犯罪人を見付けたばかりて逮捕しなければ、中斷と云ふことは出來ません、

第二項の罰金科料及ひ沒收の時効は執行行爲を爲したるに因り中斷すと云ふことは罰金科料沒收等の財産刑は體刑の樣に犯罪人を逮捕して執行する必要はありませんから、執行行爲即ち罰金科料沒收を徵收の手續を盡せは此等の刑に對する時効は中斷すると云ふことであります、

本條の第一項は舊刑法第六十二條を修正した規定で、第二項は本法の新に設けた條文であります而して此時効と云ふことを設けた理由は時効は世の中の人は犯罪事實を忘れる爲めであります、然に犯罪人を逮捕し罰金科料沒收の徵收を爲す等は世の中は未た犯罪を忘れない證據でありますから、此等の行爲があつたときは、既に進行した期間を無効にすると云ふことであります、

參照舊刑法

第六十二條　刑の執行を遁れたる者に對し逮捕を命したる時は最後の令狀を發したる日より期滿免除を起算す

第七章　犯罪の不成立及ひ刑の減免

總說

本章は犯罪の不成立及び刑の減免に關する規定で、犯罪の不成立と云ふことは、罪は成り立たぬと云ふことにて、假へは人を殺せは罪となります、然れども其人を殺す者は殺す權利あつて殺せは罪となりません即ち殺すべき權利あつて殺す者の所爲を名けて犯罪の不成立と云ふのであります、又刑の減免と云ふことは、或所爲は罪となるけれども、其情に於て憐むべきことかある爲め、其刑を減するか又は免除すると云ふことであります、本章は舊刑法第一編の第四章第一節の不論罪及び宥恕減輕第二節の自首減輕と第三編の第一章第三節の殺傷に關する宥恕減輕及び不論罪と云ふを修正した規定であります、

第三十五條　法令又ハ正當ノ業務ニ因リ爲シタル行爲ハ之ヲ罰セス

本條は犯罪の不成立に關する規定で本條に法令又は正當の業務に因り爲したる行爲は之を罰せずとありますが、此法令と云ふことは、法律や命令と云ふことにて、正當の業務と云ふことは、讀んで字の如く正當の職業と云ふことであります、されば本條の法令又は正當の業務に因り爲したる行爲は之を罰せずと云ふことは、法律命令又は正當の職業

に因り行つたことはたとへ人を殺し人を傷けたからと云ふても之を罪として罰しないと云ふことであります、假へは死刑の言渡を受けた者を監獄の官吏は殺すは矢張人を殺すのであります、然れども、此監獄官吏の死刑の言渡を受けた者を殺すは、法律に基いて殺すのでありますから罪とならないと云ふことであります、又正當の業務と云ふことは、假へは醫士の病人を治療するが如きことを云ひます、此醫士は治療の必要より病人の身體を切解するは一面より見れば人を傷けた者であれば、傷害の罪となる樣に思はれますけれども、醫士は正當の業務を以てしたことでありますから、是れ又罪として罰しないと云ふことであります、

本條は舊刑法第七十六條を修正した規定であります、舊刑法は本屬長官の命令に從ひ云々として獨り官吏にのみ對する規定て其範圍狹隘に失しますから、本法は法令又は正當の業務として廣く官民一般に適用することに修正したのであります、

參照舊刑法

第七十六條　本屬長官の命令に從ひ職務を以て爲したる者は其罪を論せす

第三十六條　急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ權利ヲ防衛スル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ之ヲ罰セス

防衛ノ程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ依リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

本條は急迫不正の侵害防衛に關する規定て第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に急迫不正の侵害に對し自己又は他人の權利を防衛する爲め已むことを得ざるに出てたる行爲は之を罰せずとありますか、此急迫と云ふことは、其危害は目前に迫り逃けることも隱れることも出來ない場合のことにて不正の侵害と云ふことは、權利なき不法の暴行と云ふことであります、即ち他より思ひ掛けなき不法の暴行を仕向けられ逃けることも隱れることも出來ない危急存亡の場合のことであります、又自己又は他人の權利を防衛すると云ふ、自己とは自分のことにて、他人とは親子兄弟等皆本條に云ふ他人であります、權利と云ふことは、生命權、身體權、名譽權、財產權等のこと

で、此等自己又は他人の權利に對し急迫不正の侵害を加ふる者あるときは、被害者は國家の公權を籍ることは出來ませんから、自ら進んで侵害者の暴行を防がねばなりませんん、舊刑法は生命身體を害された場合には回復の途なき者として正當に防衛の權利あることを認め、名譽及ひ財產に對しては防衛の權ありと云ふ學者と、ないと云ふ學者とありつて、從て判決例も、色々になつて居ります爲め、本法は自己又は他人の權利として生命身體は勿論名譽又は財產等苟も法律命令に於て保護する權利は總て防衛の權あることゝしました、而して生命に付ては別に說明を要しませんが、身體なる語の中には身體の自由婦女の貞操も含んで居ます、故に人を殺傷した者又は人の自由を奪ふて、監禁若くは猥褻の所行をした者に對しては勿論財產に對しては放火盜犯を防ぐ場合及び名譽を傷けんとした者に對しても當然防衛の權利があります、而して之を防衛するに付ては其手段は侵害者を殺すと傷けると苟も急迫不正の侵害を防衛するに足る手段は如何なる手段も取らねばなりません、防衛の手段を取つて侵害者を殺したからと云ふて、罪とはなりません、之れ所謂犯罪の不成立で舊刑法の正當防衛と云ふは此事であります、然れど

も此防衛の手段は必要已むことを得ざる場合に限る者て若し防衛に必要でない手段を取つたときは、本條に依り無罪となる譯には參りません然らば如何なる手段は必要已をことを得ざるかと云へば事實の問題で今玆に一々其場合を示すことは出來ませんが左の三點は有力なる參考となります、(一)侵害を受けた者は前より暴行をされることを知つて居つたか否や知つて其場に向つた場合であれば已むを得た場合て(二)侵害は急迫の場合であつたか否や多くの時間があれば當該官吏の保護を受けることは出來ます(三)暴行を加ふる者と防衛する者との年齡男女の區別犯罪の場所方法等を取調べなければなりません、十分暴行を防ぐことが出來るに拘らず暴行者を殺した場合は其危難を避くるに必要已むを得ないと云ふことは出來ません、要するに本條は急迫不正の侵害に對し自己又は他人の權利を防衛する爲め已むことを得ずして侵害者を殺しても防衛するに必要な程度であれば罪として罰しないと云ふことであります、第二項の防衛の程度を超へたるときは情狀に因り其刑を減輕又は免除することを得と云ふは例へば惡口をされた場合に其者を殺傷した場合等のことで、此殺傷は權利上防衛に

必要と云ふことは出來ません、然れとも防衛者は暴行者を殺傷したるは其原因惡口をされたるにありますから、其刑を減輕するか又は免除すると云ふことであります、

本條は舊刑法第三百十四條第三百十五條第三百十六條を修正した規定て舊刑法は正當防衛を生命身體財產に限り其範圍狹隘に失するばかりでなく防衛の手段を殺傷に限り第三編第一章第三節に規定したるを本法は第一編總則とし且廣く權利を防衛するとして、其範圍を擴張しました、

參照舊刑法

第三百十四條　身體生命を正當に防衛し已むことを得ざるに出で暴行人を殺傷したる者は自己の爲めにし他人の爲めにするを分たす其罪を論せす但不正の所爲に因り自ら暴行を招きたる者は此限りにあらす

第三百十五條　左の諸件に於て已むことを得ざるに出て人を殺傷したる者は其罪を論せす

一　財產に放火其他暴行を爲す者を防止するに出でたるとき

二　盜犯を防止し又は盜賊を取選するに出でたるとき

三　夜間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戶牆壁を踰越損壞する者を防止するに出でたるとき

第三百十六條　身體財產を防衛するに出でたる所爲と雖も已むことを得ざるにあらすして害を暴行人に加へ又は危害已に去りたる後に於て勢に乘じ仍ほ害を暴行人に加へたる者は不論罪の限りにあらす第三百十三

第三十七條　自己又ハ他人ノ生命身體自由若クハ財產ニ對スル現在ノ危難ヲ避クル爲メ已ムコトヲ得サル行爲ハ其行爲ヨリ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超ヘサル場合ニ限リ之ヲ罰セス但其程度ヲ超ヘタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

前項ノ規定ハ業務上特別ノ義務アル者ニハ之ヲ適用セス

本條は現在の危難を避くる爲め已むことを得ずてし他人に危害を加へた場合に關する規定で、第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に、自己又は他人の生命、身體自由若くは財產に對し現在の危難を避くる爲め已むことを得ざるに出てたる行爲云々とありますか、此自己又は他人の生命身體自由財產に對してと云ふとは、前條に於て陳へたことゝ同一てありますから、重ねて說明をしませんか現在の危難を避くる爲めと云ふことは、目前に差迫つた災難を避ける場合のことにて假へは甲は乙に對し、

丙の家に放火せざれば汝を殺すべしと脅迫した爲め乙は丙の家に放火した場合又は出火の際他人を突き倒して自分の死を免れた場合の如きは現在の危難を避くる適例であります、又己むことを得さるに出てたる行爲と云ふことは、前例に付て云ひば、若し此際乙は丙の家に放火せず某は他人を突き倒さなかつたならば、自分の死は免れない爲め乙及ひ某は其危難を避ける爲め據なく前記の手段を取つた者でありますから、此場合には、其手段は、犯罪行爲であつても、罪として罰しないと云ふことであります、然れども自己又は他人の生命身體自由若くは財産に對する危難には大小輕重の差がありますから、各其危難の程度に應した手段てなければはなりません、些少の災難を免れる爲めに大害を加へた時は本條に依り無罪となる譯には參りません併しながら其危難の大小や其避けんとする行爲の輕重は事實問題で茲に例を示すことは出來ません要するに本條に依り無罪となるには現在の危難を避ける爲め已むことを得さる行爲は其行爲より生じた害は其避けんとした害の程度を超さゝる場合に限り無罪とするので若し程度を超へた場合には無罪とする譯には參りません然れとも危難を避くる爲め他人に害を加へた者は自己又は他人の生命身體自由若くは財産に對する現在の危難を避ける爲め據なく害を加へた者てあれは多少避ける程度を超へたからと云ふても、情狀に於て憫諒すべきことがありますから、其刑を減輕するか又は免除することとしたのであります、第二項に前項の規定は業務上特別の義務ある者には之を適用せずとありますが、此業務上特別の義務ある者と云ふは、假へは汽車汽船電車等の機關士の如き者を云ふので此等の者は職業上特別注意の義務がありますから、前項の規定を適用することゝすれは、不注意者を保護することゝなるからであります、

本條は舊刑法第七十五條を修正した規定て舊刑法第一項に抗拒すべからざる云々第二項に天災又は意外の變云々とあつて其意義は明了を缺きますから本法は本條の如く改めたのであります、

參照舊刑法

第七十五條　抗拒すべからさる强制に遇ひ其意にあらさるの所爲は其罪を論せす

第三十八條　罪ヲ犯ス意ナキ所爲ハ之ヲ罰セス但法律ニ特別ノ規定アル場合ハ此限リニ在ラス

罪本重カルヘクシテ犯ストキ知ラサル者ハ其重キニ從テ處斷スルコトヲ得ス

法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯スノ意ナシト爲スコトヲ得ス但情狀ニ因リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

本條は罪を犯す意なき行爲に關する規定で第一項乃至第三項より成りたる條文であります、而して第一項の罪を犯す意なき所爲は之を罰せずと云ふことは、總て犯罪は罪を犯すと云ふ意思と犯した所爲との二つより成る者で二者其一を缺けは罪とはなりません、犯意がなければ犯罪なしと云ふことは此事を云ふのであります、而して犯意と云ふことは犯罪の故意と云ふことで、即ち一國の法律は犯罪として示した所爲を實行する決心のことを云ひます、故に犯罪は此犯意がなからと云ふても刑法上責任ありと云ふことは出と信じてはいたときは、他人の下駄を盜むと云ふすることは出來ません、又毒藥を良藥と信して殺すと云ふ意思即ち罪を犯す意なき行爲しないと云ふことであります、然れとも法律に害罪等の如き場合は例外で本條の範圍外であり第二項の罪本重かるべくして、犯すとき知らざる云ふは罪を犯すに當り刑罰を加重する原因のあることに付てのみ責任を負はせると云ふことで假へは婦女の承諾のない場合の如き、此場合には犯人の知る處よりも結果として現れた犯罪は重きも犯人の知る丈け即ち婦女の承諾を得て墮胎せしめた刑に處すと云ふことであります、

第三項の法律を知らざるを以て罪を犯すの意なしと爲すことを得ずと云ふことは法律を知らずに罪を犯したからと云ふて責任を免れることは出來ないと云ふことて若し法律を知らずに罪を犯した者を無罪としたならば總ての犯罪人は法律を知らずと云ふに相違ありません其時知つたと云ふ證據は擧らない時は遂に犯罪人の多くは法律を知らずとの理由の下に悉く刑を免せらるゝに至り從て此必要なる刑法は無用の者となりますから法律は一旦實施された上は國民は知ると知らないとに拘らず何人も之を知る者と認めて罰することゝしたのであります、然れども、全く知らない者に對しては、情狀に因り其刑を減輕するこゝしたのであります、

本條は舊刑法第七十七條を修正した規定て舊刑法は第二項に罪となるべき事實を知らずして犯したる者は其罪を論せずとあるも事實を知らないて罪を犯したるは、即ち罪を犯す意思のない者でありますから、本法は之を省きました、

參照舊刑法

第七十七條　罪を犯すの意なき所爲は其罪を論ぜず但法律規則に於て別に罪を定めたる者は此限りに在らず
罪となるべき事實を知らずして犯したる者は其罪を論ぜず
罪本重かるべくして犯すとき知らざる者は其重きに從て論ずることを得ず
法律規則を知らざるを以て犯すの意なしと爲すことを得ず

第三十九條　心神喪失者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス

本條は心神喪失者に關する規定で、第一項と第二項より成りたる條文てあります、而して第一項に心神喪失者の行爲は之を罰せずとありますが、此心神の喪失者と云ふことは、是非善惡の辨別心のない者のことにて、生來の者と、病氣に因る者と、其他の原因に因る者との三種あります、生來の者と云ふは白痴即ち馬鹿のことにて病氣に因る者といふは瘋癲病人のことを云ひます、又其他の原因に因る者と云ふは酔狂者の如き者のことを云ひます、而して此生來の白痴者は絶對に心神の喪失者でありますけれとも、病氣又は其他の原因に因る者は病氣又は酒の爲め一時精神の變動に因り心神を喪失する者であれは、病氣の平癒又は酒の醒めた場合には心神の喪失者と云ふことは出來ません、從て此

場合に犯した行爲に付ては本條に因り無罪とはなりません、普通一般の人と同樣罰せられます、要するに本條に因り無罪となるには全く心神を喪失した場合に犯した時に限るのであります、此等心神喪失者の行爲を無罪とするのは此等の者は是非善惡の辨別心のない爲めであります、

第二項の心神耗弱者の行爲は其刑を減輕すと云ふことは老衰に因り精神機能の幾部缺け居る者又は精神病者にして時々發狂する者のことて此等の者は心神の喪失者に比較し精神機能は發達して居りますけれども常人に比較すれば全く劣つて居ますから、此等の者の行爲は之を無罪とすることは出來ません然れとも其行爲は多少宥恕すべき點がありますから、刑を減輕することゝしたのであります、而して本條は舊刑法第七十八條を修正した規定であります、

參照舊刑法

第七十八條　罪を犯すとき知覺精神の喪失に因て是非を辨別せざる者は其罪を論ぜず

第四十條　瘖啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス

本條は瘖啞者の行爲に關する規定で本條に瘖啞者と云ふことは耳が聽くことが出來ず口が云ふことか出來ない不具者のことで斯く物の可否を辨ふることは普通一般の人の樣に十分に出來ませんから此等の者の狀況に因り智識の發達普通人に近き者に對しては其刑を減輕し智識がなくして心神喪失者と同じき者に對しては其刑罰を全く免除することゝしたのであります而して本條は舊刑法第八十二條を修正して規定してあります、

參照舊刑法

第八十二條　瘖啞者罪を犯したるときは其罪を論ぜず但情狀に因り五年を過ざる時間之を懲治場に留置することを得

第四十一條　十四歲ニ滿タサル者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

本條は幼者の行爲に關する規定て、本條に十四歲に滿たさる幼者の行爲は之を罰せすとありますが此は幼者は是非曲直の辨別心がない爲め此等の者の行爲は之を罰しないと云ふことであります、

本條は舊刑法第七十九條乃至第八十一條を修正した規定で舊刑法第七十九條に罪を犯すとき十二歳に滿たざる者は其罪を論せずとあり第八十條に十二歳以上十六歳に滿たざる者は其所爲の是非を辨別したると否やとを審案し辨別なくして犯した時は其罪を論じないこととし辨別あるときは二等を減ずとあり第八十一條に滿十六歳以上二十歳に滿たざる者は本刑に一等を減ずとありますが本法は十四歳未滿の幼者の行爲は是非曲直を辨別する能力あるとないとに拘らず總て罰しないこととし十四歳以上になる者の行爲は酌量減輕を用ゆるの外、法律上の減輕は之を與へざることゝしたのであります、民法に於ては滿二十歳以下を無能力とし本法は十四歳以下を無能力としました素より民法と刑法とは違ふ者て民法は其利害得失を考ふるに十分の智識を要しますけれども刑法は單に是非曲直を識別する智識があれは足りますから十四歳に滿れは十分の責任を負はせて、差支なしとの理由より本條の如く規定したのであります、

參照舊刑法

第七十九條　罪を犯すとき十二歳に滿たざる者は其罪を論せず但滿八歳以上の者は情狀に因り滿十六歳に過ぎざる時間之を懲治場に留置することを得

第八十條　罪を犯す時滿十二歳以上十六歳に滿たざる者は其所爲是非を辨別したると否やとを審案し辨別なくして犯したる時は其罪を論せず但情狀に因り滿二十歳に過ぎざる時間之を懲治場に留置することを得若し辨別ありて犯したる時は其罪を宥恕して本刑に二等を減ず

第八十一條　罪を犯す時滿十六歳以上二十歳に滿たざる者は本刑に一等を減ず

第四十二條　罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサル前自首シタル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

告訴ヲ待テ論スヘキ罪ニ付キ告訴權ヲ有スル者ニ首服シタル者亦同シ

本條は自首に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文でありまして第一項に罪を犯し未だ官に發覺せざる前に自首したる者は其刑を減輕することを得とありますが此自首と云ふことは、罪を犯した事柄の未だ現れない前に自ら官に知らせることを云ふのであります、即ち何人が罪を犯したか未た分らない前に官に知らせることにて又官と云ふは檢事局又は警察署等のことであります、此等以外の官署に自首しても効がありませ

ん併し乍ら刑事訴訟法に依れば警視總監(東京府知事を除くの外)各府縣知事警視警部長憲兵將校下士島司郡長林務官市町村長海船内の犯罪に付ては船長も檢事の補佐官として犯罪の捜査を爲すことを得とありますから、此等の官吏は犯罪の捜査を爲す場合に此等の官吏に自首するも有効であります、

第二項の告訴を待て論ずべき罪に付き告訴權を有する者に首服したる者亦同じと云ふは姦通罪の如き親告罪を犯した場合には告訴權を有する者は本夫でありますから、此本夫に知らせるも自首と同じ効力があると云ふことであります、

本條は舊刑法第八十五條を修正した規定で舊刑法は殺人罪に付ては自首の適用がありませんが本法は之を改て如何なる犯罪でも自首さいすれば減等することゝし且舊刑法は第八十六條第八十七條に於て財産に對する犯罪に付き贓物の還給程度に依り更に減輕するとの規定でありますけれども、本法は之を不必要として省きました、而して此自首減輕を設けた理由は犯罪人か自首すれば官に於て犯人捜査の手數を省くと、罪あるものを罰しないで止む危險と、誤て罪なき者を罰する、危險を防ぐ利益のある爲めであります、

第八十五條　罪を犯し事の未た發覺せさる前に於て官に自首したる者は本刑に一等を減す但謀殺故殺に係る者は自首減等の限りに在らす

第八十六條　財産に對する罪を犯したる者自首して其贓物を還給し損害を賠償したる者は自首減等の外仍ほ本刑に二等を減す其全部を還償せすと雖も半數以上を還償したる時は一等を減す

第八十七條　財産に對する罪を犯し被害者に首服したる者は官に自首したると同しく前二條の例に照して處斷す

第八章　未遂罪

總　說

本章は未遂罪に關する規定で未遂罪とは罪を犯す所爲の實行に着手はしたけれとも未だ其目的を遂げない狀體のことを云ひます、然らは如何なる所爲は實行で如何なる所爲は着手であるかと云へば、勢所爲と云ふことは、如何なる者であるかと云ふことを説明しなければなりません、即はち所爲とは人の決心を外形に現はした身體の動作のことであります、然れども、如何に外形に現はれた身體の動作があつても、之を命ずる決心のないときは、所爲のりと云ふことは出來ません故に犯罪の所爲ありと云ふには必らず、罪を犯すと云ふ決心があつて此決心より豫備、着手、實行と云ふ順序を經て犯罪と云ふとになるのであ

ります、而して（一）豫備とは罪を犯すと云ふ意思を外形に現はした所爲の一部のことで即はち犯罪の實行に着手しない前の諸般の準備のことであります假へは犯罪の用に供する器具を準備するが如き又は犯罪の機會を待ち居る等は皆豫備の所爲であります、此の豫備の所爲は世の中に對し害がありませんから、罰しないのは原則であります、然れども內亂及び殺人罪等の豫備の如き重大の犯罪に對しては例外として罰します、之を罰するは內亂及び殺人の未遂罪として罰する譯けではなく、豫備罪なる獨立の罪として罰するのであります（二）着手とは犯人が目的とした所爲を行ひ始めた狀體を云ひます、此着手の所爲は豫備の所爲に一步を進めた者であれば罰するのは原則であります、然れども着手の所爲も未遂罪の成立することと成立せざることがあります、着手の所爲の爲めに未遂罪の成立するには罪を犯す決心を以て犯人が目的とした所爲を行ひ始めた場合でなければなりません、假へば人を殺す爲めに刀を準備した所爲は豫備で殺さんとして刀を振り上げた所爲は着手であります、（三）實行とは犯人が目的とした諸般の行爲を完了した狀體を云ひます、犯罪は此實行の所爲に因りて既遂罪の成立するは勿論未遂罪の一種である

欠効犯の成立することがあります、前例に付て云へば人に斬り付けたるは實行で之れが目的を遂げなければ即はち未遂罪の一種である欠効犯は成立し斬り殺せは殺人罪の既遂罪となります、本章は舊刑法の第一編第八章の末遂犯罪と云ふを修正した規定であります、舊刑法は第百十一條より第百十三條に種々の規定を設けたるも本法は不必要と認めて之を削除せり、

第四十三條　犯罪ノ實行ニ着手シ之ヲ遂ケサル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得但自己ノ意思ニ因リ之ヲ止メタル者ハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

本條は未遂罪に關する規定で本條に犯罪の實行に着手し之を遂けざる者は云々とありますが、此犯罪の實行に着手し之を遂げない者と云ふことは前に陳べた通り犯人が目的とした犯罪の實行に着手はしたけれども、其効果を收むることが出來ないと云ふことにて、着手の未遂と實行の未遂との二種ありますが、着手の未遂とは犯罪には着手したけれども其目的を遂げない狀體のことにて假へば犯人か物を取らんとした場合に其の家人に

發見せられて遂げないときは窃盗の着手未遂であります、實行未遂と云ふは、犯罪行爲を實行したけれども、其目的を遂げない狀體のことで、假へは人を銃殺せんとして、發砲したけれども的らないときは、其適例であります、此着手未遂と云ひ實行未遂と云ひ未遂たる點は同一でありますけれども、前者は犯罪行爲を實行しない前の未遂で後者は實行した後の未遂であれば其間自ら輕重の差があるのであります、

又未遂罪は目的物及び手段方法の不能に因り成立することがあります、之を名けて學理上不能犯と云ひます(一)目的物の不能の場合と關係上の場合とに絶對に不能の場合と云ふは案山子を人と信じて斬りたる場合の如き又關係上より不能の場合と云ふは人を銃殺せんとして發砲したるに殺さんとした人は其場所に居らざりし場合等であります(二)手段の不能の場合にも絶對と關係上の二場合あります絶對に不能の場合と云ふのは即ち水を毒藥と信じて服用せしめた場合の如き又關係上不能の場合と云ふのは少量の毒藥を服用せしめて人を殺さんとしたるが如き場合を云ひます右何れの場合も絶對不能の場合は罪を犯さんとしても犯すことが出來ない爲め罪となりません然れども關係上不能の場合は少しく注意をすれば犯人の目的を達することが出來ますから未遂罪として罰するのであります、

斯く未遂罪は着手未遂の場合でも實行未遂の場合でも絶對に不能の場合を除く外罰しますが、然れども既遂罪に比較すれば其害が尠ない爲め減輕することを得ることゝしたのであります、

又本條但書に自己の意思に因り之を止めたるときは其刑を減輕又は免除すと云ふことは自分で目的とした犯罪行爲を中止することで假へば人を銃殺せんとして已に狙を定めた後俄に其惡いことゝ悟つて止めた場合の如きは其適例であります、此場合には無罪で又一度發砲はしたけれども被害者に的らないのを幸ひ止めた場合は有罪であります、前の場合には全く害がないから無罪でありますけれども後の場合には中止する前に多少の害を生じた故其害の生じた程度に因り犯人の目的とした犯罪の本刑より幾分の刑を減ずることゝしたのであります、此中止犯と未遂犯とは一見同樣の如くに思はれますけれども中止犯は犯罪行爲を自ら止めたことで未遂犯は他の障碍の爲め其目的を遂げないとの差

がある爲め本條は本文の外但書を設けたのであります、

本條は舊刑法第百十二條を修正した規定で、舊刑法は犯罪に着手した後意外の障碍若くは舛錯に因つて遂げない者を以て未遂犯とするとありますが本法は一度犯罪の實行に着手した後犯人が其目的を遂げない場合は其未遂の原因の如何に拘らず未遂罪としました又舊刑法は未遂罪の處分を必らず一等又は二等を減ずることゝしましたけれども本法は減ずることを得として減ずると減じないとは一に裁判官の認定に任すことゝしました、

參照舊刑法

第百十二條　罪を犯さんとして已に其事を行ふと雖も犯人意外の障碍若くは舛錯に因り未た遂けさるときは已に遂けたる者の刑に一等又は二等を減す

第四十四條　未遂罪ヲ罰スル場合ハ各本條ニ於テ之ヲ定ム

本條は未遂罪を罰する場合に關する規定で本條に未遂罪を罰する場合は各本條に於て之を定むとあつて若し各本條に於て未遂罪を罰すると云ふ規定のない犯罪に付ては罰しないことゝしたのであります、而して未遂罪を罰する犯罪と云ふは內亂罪、外患罪、逃走の罪放火罪、往來を妨害する罪、住居を侵す罪阿片煙に關する罪通貨僞造の罪、文章僞造の罪、有價證券僞造の罪印章僞造の罪猥褻姦淫及び重婚の罪、殺人の罪、墮胎の罪脅迫の罪、略取及び誘拐の罪、竊盜及び强盜の罪、詐欺及び恐喝の罪等であります此等以外の罪は罰しないと云ふことであります、

本條は舊刑法第百十三條を修正した規定で舊刑法は重罪の未遂罪は總て罰することゝして輕罪の未遂罪は各本條に於て罰すると云ふ規定がなければ罰しないことゝし違警罪は總て罰しないことゝしてありますが、本法は前に陳ぶる如く重罪輕罪違警罪の區別を認めませんから未遂罪を罰する場合は各本條に於て之を定むることゝしたのであります、

參照舊刑法

第百十三條　重罪を犯さんとして未た遂けさる者は前條の例に照して處斷す

輕罪を犯さんとして未た遂けさる者は本條別に記載するにあらされは前條の例に照して處斷することを得す

違警罪を犯さんとして未た遂けさる者は其罪を論せす

第九章　併合罪

總說

本章は併合罪に關する規定で併合罪とは確定裁判を受ける前に一人にて犯した二個以上の犯罪の發覺した有樣を云ひます、二個以上の罪を併合して一罪とすると云ふ譯ではありません、故に或罪を犯す爲めに何程長き時間を費しても之に因て成立する罪は一罪で、併合罪と云ふとは出來ません假へば一の倉庫の中より米一俵づゝ十俵を十回に盜み取りたるは窃盜の一罪で併合罪と云ふとは出來ません、之に反して同一の者は甲の食庫より一俵乙の倉庫より一俵丙の倉庫より一俵を盜み取りたるは三罪で即ち併合罪であります、右の内乙の倉庫より盜み取りたる一俵に付き確定裁判を受けた場合は甲丙の兩倉庫より盜み取りたる窃盜罪は同時に發覺すれば併合罪で、一時に處分すると云ふとであります、然れども確定しない二個以上の罪は一時に發覺するとばかり限る者ではありません、時に一罪確定した後他の罪と共に發覺することがあります、此等の場合を數罪俱發とするは穩當であります、から本法は確定を受けない前の二個以上の罪は發覺した時期の前後に拘らず之を合併して處分するを至當と認めて併合罪と改めたのであります、

第四十五條　確定裁判ヲ經サル數罪ヲ併合罪トス若シ或罪ニ付キ確定裁判アリタルトキハ止タ其罪ト其裁判確定前ニ犯シタル罪トヲ併合罪トス

本條は併合罪の性質に關する規定で本條に確定裁判を經ざる數罪を併合罪とするとありますが、既に陳ぶる如く併合罪とは確定裁判を受けたと發覺した狀體を云ふのであります、即ち一人にて二罪を犯し一罪は確定裁判を受けたときは他の一罪に對し併合罪と云ふことは出來ません、併合罪と云ふには必らず確定裁判を受ける前に一人にて犯した罪の二個以上發覺したことを云ふのであります、後段の若し或罪に付き確定裁判ありたる時は止だ其裁判確定前に犯したる罪とを併合罪とすと云ふのは此事を云ふので、假へば甲の罪と乙の罪と丙の罪を犯した場合に三罪の内一罪確定した後他の二罪同時に發覺したときも併合罪であると云ふことであります、然れども犯罪は必らずしも同時に同一の裁判所に於て發覺するものではありません、或は時を異にし或は場所を異にして發覺することがあります斯る場合に於ても同一人に對し二個以上の犯罪の發覺したときは併合罪であります、

本條は舊刑法第百條の一部及ひ第百二條の一部を修正した規定で即ち本條の前段は舊刑法第百條第一項の重罪輕罪を犯し未だ判決を經ず二罪以上俱に發したる時云々と云ふを修正した規定で後段は舊刑法第百二條第一項の一罪前に發し已に判決を經て云々と云ふを修正した規定であります、

參照舊刑法

第百條　重罪輕罪を犯し未た判決を經す二罪以上俱に發したる時は一の重きに從て處斷す

第百二條　一罪前に發し已に判決を經て餘罪後に發し其輕く若くは等しき者は之を論せす其重き者は更に之を論し前發の刑を以て後發の刑に通算し但前發の刑期罰金科料に依り已に納完した者は第二十七條の例に照し折算して後發の刑期を通算す

若し前發の罪を判決する時未た發せさる罪再犯の罪と俱に發したる者は其再犯と比較し一の重きに從ひ前發の刑を通算せす

第四十六條　併合罪中一罪ニ付キ死刑ニ處スヘキ時ハ他ノ刑ヲ科セス但沒收ハ此限リニアラス

其一罪ニ付キ無期ノ懲役又ハ禁錮ニ處スヘキトキ亦他ノ刑ヲ科セス但罰金科料及ヒ沒收ニ關スル刑ハ此限リニアラス

本條は併合罪中死刑又は無期の懲役若くは禁錮に處すへき場合に關する規定で、第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項の併合罪中其一罪に付き死刑に處すへき時は其他の刑を科せすと云ふは死刑は人の生命を斷ち最も重き刑で此重き死刑を科せば、事實の上に於て他の刑を科することが出來ない爲め併合罪中の其一罪に付き死刑に關する刑でありませんから、死刑に處すへき者に對しても沒收は身體財產に對する刑で身體に關する刑であります、

第二項の其一罪に付き無期の懲役又は禁錮に處すへき時亦他の刑を科せすと云ふも無期の懲役又は禁錮は終身監獄に繫がれ死刑に次ぐ重き刑でありますから是又事實の上に於て他の刑を科することが出來ない爲め他の刑を科さないので罰金科料及ひ沒收は犯人の財產に對する刑で身體に關する刑でありませんから、併合罪中の無期の懲役又は禁錮に處すへき者に對しては執行することとしたのであります、

而して本條は本法の新に設けた條文であります、

第四十七條　併合罪中二個以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處スヘキ罪アルトキハ其最モ重キ罪ニ付定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタル者ヲ以テ長期トス但各罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ヲ合算シタル者ニ超ユルコトヲ得ス

本條は併合罪中二個以上の有期の懲役又は禁錮の刑に處すべき罪あるとき其執行すべき刑に關する規定で、即ち併合罪中二個以上の有期の懲役又は禁錮に處すべき罪のあるときは、其の中最も重き罪に付て定めた刑の長期に其半數を加へた者を以て長期即ち執行ずる刑とすると云ふことであります、假へば今茲に一年と三年と十年の有期の懲役又は禁錮に處すべき併合罪を犯した者のある場合に其最も重き罪に付き定めた十年と其の半數の五年即ち十五年を以て長期として執行するのであります、然れども其各犯罪に對する長期の刑を合算すれば十四年となりますから、此場合には十五年の長期刑を科することは出來ません、何となれば本條但書に各罪に付き定めたる刑の長期を合算し

たる者に超ゆることが出來ないとあるからであります、

本條は舊刑法第百條の第二項を修正した規定であります

參照舊刑法

第百條　第二項重罪の刑は刑期の長き者を以て重しと爲し刑期の等しき者は定役ある者を以て重しと爲す輕罪の刑は其所犯情狀最も重き者に從て處斷す

第四十八條　罰金ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條第一項ノ場合ハ此限リニ在ラス

二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ處斷ス

本條は罰金と其他の刑とを併科する場合に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に罰金と他の刑とは、之を併科す但第四十六條第一項の場合は此限りに在らずと云ふは即ち併合罪中其一罪に付き死刑に處すべき罪あるときは沒收を除く外他の刑は科さないと云ふことであれば、結局本條

の第一項は罰金の刑は死刑及ひ沒收を除く外の刑は併科すると云ふことであります、而して之を併科するは、罰金は他の刑に比し苦痛尠なき爲めであります、

第二項に二個以上の罰金は各罪に付き定めたる罰金の合算額以下に於て處斷すと云ふは罰金刑も限りなく之を併科するは酷に失するを以て二個以上の罰金刑あるときは其合算額以下に於て處分すると云ふことで、假へは百圓と二百圓と三百圓の罰金を言渡したときは其合算額の六百圓以下に於て處分すると云ふことであります、

本條は舊刑法第百條の第一項を修正した規定で舊刑法は輕罪の刑は其所犯情狀最も重き者に從て處斷すとありて併科しません然に本法は之を併科するととしたのであります、

第四十九條　併合罪中重キ罪ニ沒收ナシト雖モ他ノ罪ニ沒收アルトキハ之ヲ附加スルコトヲ得

二個以上ノ沒收ハ之ヲ併科ス

本條は併合罪中の沒收に關する規定で本條も第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項の併合罪中重き罪に沒收なしと雖も他の罪に沒收あるときは之を附加することを得と云ふ此併合罪中の重き罪と云ふは執行すべき刑に該る罪と云ふことにて此執行すべき刑に該る罪に沒收すべき物はないとしても他の執行しない刑に該る罪に沒收する物のあるときは、沒收の言渡を爲すことが出來ると云ふことであります、

第二項に二個以上の沒收は之を併科すと云ふことは、沒收は幾ら在つても悉く沒收すると云ふことであります、而して斯く沒收を併科するは沒收すべき物は世の中に對し危險であると云ふとと犯人を不當に利せしめないと云ふ爲めであります、

第五十條　併合罪中既ニ裁判ヲ經タル罪ト未タ裁判ヲ經サル罪トアルトキハ更ニ裁判ヲ經サル罪ニ付キ處斷ス

本條は併合罪中に裁判を經た罪と經ない罪とある場合に關する規定で既に裁判を經たと云ふは、裁判を受けて未だ確定しない罪のことで、此罪と未た裁判を受けない罪とあるときは、更に其罪に付き裁判をして處分をすると云ふことであります、これ本法は各犯罪を併科すると云ふ主義を採りたる結果各犯罪に付き一々裁判を爲すの必要より如此規定を設けたのであります、

第五十一條　併合罪ニ付キ二個以上ノ裁判アルタル時ハ其刑ヲ併セテ之ヲ執行ス但死刑ヲ執行スヘキトキハ沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行スヘキトキハ罰金科料及ヒ沒收ヲ除ク外他ノ刑ヲ執行セス有期ノ懲役又ハ禁錮ノ執行ハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタル者ニ超ユルコトヲ得ス

本條は併合罪に付き二個以上の裁判ありたる場合に關する規定で、即ち併合罪に付き二個以上の裁判あつた時は其刑を併せて執行すると云ふことであります、然れども、死刑又は無期の懲役若くは禁錮の刑を執行するときは第四十六條に於て陳べた如く、罰金科料沒收を除く外事實に於て其他の刑は執行することが出來ません、又有期の懲役若くは禁錮の刑の執行は第四十七條に於て陳へた如く其最も重き罪に付き定めた刑の長期に其半數を加へたものに、超ゆることが出來ないと云ふことであります、而して第四十六條と第四十七條とは併合罪に科すべき刑を定めた條文で本條は其科した刑を執行することを定めた條文であります、

本條及び前條は舊刑法第百二條を修正した規定で同條は第四十五條に參照條文として揭載しましたから本條及び前條の參照文として揭ぐることは略します

第五十二條　併合罪ニ付キ處斷セラレタル者或罪ニ付キ其刑ヲ定ムル場合ニ於テハ特ニ大赦ヲ受ケサル罪ニ付キ大赦ヲ受ケ本條は併合罪に付き處斷せられた者は大赦を受けた場合に關する規定で、此大赦と云ふことは、犯罪と認めた所爲を取消すと云ふ　天皇陛下の難有御命令のことであります、而して此併合罪に付き處斷せられた罪に付き、大赦を受けた時は、其刑を免除するばかりでなく、其犯罪事實を消滅せしむる效力のある者て其刑を執行することが出來ませんから、大赦を受けない他の罪に付き執行すべき刑を定めて執行すると云ふことであります、而して本條は本法の新に設けた條文であります、

第五十三條　拘留又ハ科料ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條ノ場合ハ此限リニ在ラス

一個以上ノ拘留又ハ科料ハ之ヲ併科ス

本條は拘留科料と他の刑とは併科することに關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項の拘留又は科料と他の刑とは之を併科す但第四十六條の場合は此限りにあらずと云ふは、拘留科料は死刑及ひ無期の懲役又は禁錮を除く外の刑と併科するのは拘留科料は輕微の刑でありますから之を併科するも酷に失しないと云ふ爲めであります、

第二項の二個以上の拘留科料を併科すると云ふも亦第一項と同樣拘留科料を併科するも、酷に失しないと云ふことであります、

本條は舊刑法第百一條を修正した規定であります

參照舊刑法

第百一條　遊蕩罪二罪以上俱に發したる時は各其刑を科す若し重罪又は輕罪と俱に發したる時は一の重きに從ふ

第五十四條　一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸レ又ハ犯罪ノ手段若クハ結果タル行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ルルトキハ其最モ重キ刑ヲ以テ處斷ス

第四十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

本條は想像上の併合罪に關する規定で、第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に一個の行爲にして數個の罪名に觸れ又は犯罪の手段若くは結果たる行爲にして他の罪名に觸るるときと云ふ此一個の行爲にして數個の罪名に觸るると云ふことは、假へば懷胎の婦女を毒殺する爲めに毒藥を服用せしめた處が墮胎したのみにて婦女は死を免れた如き場合のことで此場合は墮胎罪と毒殺未遂罪の二罪の樣に思はれますけれとも之は所謂毒殺と云ふ一個の行爲は數個の罪名に觸れた適例で此場合には毒殺未遂の一罪で又犯罪の手段は他の罪名に觸れるときと云ふは、假へは他人の家屋内の物を盜む爲め他人の家宅に侵入した如き場合のことにて此場合に他人の家宅に侵入したるは其家屋内の物を取る手段でありますから、此場合も窃盜の一罪であります、又犯罪の結果たる行爲で他の罪名に觸れると云ふは、假へば他人を傷害する爲め毆打したるに被害

者は死亡したときの如き場合のことで此等の場合に於ては其刑を併科する必要がありませんから、其罪名の最も重き刑に該る罪に依り處分すると云ふことであります、第二項に第四十九條第二項の規定は前項の場合に之を適用すと云ふは第四十九條の二項に二個以上の沒收は之を併科すると云ふので、本條の罪に沒收すべき物あるときは、第四十九條の第二項を適用して之を沒收すると云ふことであります、而して本條は本法の新に設けた條文であります、

第五十五條　連續シタル數個ノ行爲ニシテ同一ノ罪名ニ觸ルルトキハ一罪トシテ之ヲ處斷ス

本條は連續したる數個の行爲に關する規定で、本條に連續したる行爲にして同一の罪名に觸るるときは一罪として之を處斷すとありますが、此連續したる數個の行爲と云ふは、假へば一の倉庫より米一俵を十回に窃取した場合のことにて、窃取の所爲は十回になつて居りますけれども其物を盜むと云ふ意思は連續した一つの意思でありますから窃盜の一罪として處分すると云ふことであります、而して舊刑法は此點に付き何等の規定がありません爲め往々解釋の疑義を生した爲め本法は本條を新に設けて其疑義を避けたのであります、

第十章　累犯

總說

本章は累犯に關する規定で累犯とは再犯と云ふことで此再犯とは前に確定判決を受けし者が再び罪を犯した有樣を云ひます、然れども再び罪を犯したからと云ふても其犯した罪は懲役の確定判決を受けた者は其執行を終るか又は執行の免除あつた日より五年内に更に罪を犯し有期懲役に處すべきときに限ります、前章に於て陳べた併合罪も一人にて二個以上の罪を犯したことを云ひますけれども、其累犯と異なる處は確定判決を受けたと受けないとに因ります、即ち累犯は懲役に該る罪を犯し其確定判決を受けた後更に五年内に有期懲役に處すべきことを云ひますけれども、併合罪は確定判決を受けない前に二個以上の罪を犯したことを云ふのであります、而して此累犯は舊刑法の再犯加重を改めた規定であります、

舊刑法は再犯例の適用に付ては再犯の刑は初犯の刑に一等を加ふことゝしたのみで初犯と再犯との罪の種類や初犯と再犯との間に經た時間の長短に拘らないのは刑の適用に付き不都合でありますから本法は罪の種類に因り之を區別し再犯の虞れある罪に對してのみ再犯を適用することゝしました、又舊刑法は初犯と再犯との間に經た時間の長短は獨り違警罪の場合のみ罪を犯してから一年内に再び犯さなければ、再犯を以て之を論じないことゝし他の重罪輕罪に就ては何等の制限がなく、初犯後數十年經た者に對しても再犯としましたが本法は之を改めて初犯後五年内に罪を犯した者でなければ、再犯例を適用しないことゝ改めました、

第五十六條　懲役ニ處セラレタル者其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除ヲリタル日ヨリ五年内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處スヘキトキハ之ヲ再犯トス

懲役ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處セラレタル者其執行ノ免除アリタル日ヨリ又ハ減刑ニ因リ懲役ニ減輕セラレ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除アリタル日ヨリ前項ノ期間内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處スヘキトキハ亦同シ

併合罪ニ付キ處斷セラレタル者其併合罪中懲役ニ處スヘキ罪アルトキハ其罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲役ニ處セラレタルモノト看做ス

本條は累犯の性質に關する規定で、第一項と第二項と第三項より成りたる條文でありまして、而して第一項の懲役に處せられたる者其執行を終り又は執行の免除ありたる日より云々と云ふは懲役に處せられた者は其刑の執行を終るか又は執行の免除を得た日より五年内に更に罪を犯し有期懲役に處する場合に限り再犯として處分すると云ふことであります、本條に懲役に處された者とありますから、禁錮又は罰金等の刑に處せられた場合には如何に其刑の執行を終はり又は執行の免除のあつた日より五年内に罪を犯し有期懲役に處せられても禁錮又は罰金等の刑に處せられても再犯とはなりません、又五年内とありますから懲役に處せられ其執行を終るか又は執行の免除を得た日より五年の後に更

に罪を犯し有期懲役に處せられても再犯とはなりません有期懲役に處せられた者は五年内に更に懲役に處せられたとき始めて再犯と云ふのであります第二項の懲役に該る罪と同質の罪に因り死刑に處せられたる者其執行の免除ありたる日より云々と云ふ此懲役に該る罪と同質の罪に因り死刑に處せられた者と云ふは、死刑に處せられた者再び懲役に該る罪と同質の罪に因り死刑に處せられた者のことで。此懲役に該る罪と同質の罪に因り死刑に處せられた者は、其執行の免除を得るか又は死刑より懲役に減刑された者は其執行を終はり若くは執行の免除あつた日より五年内に再び罪を犯し有期懲役に處せらるゝ時も再犯として處分すると云ふことであります、

第三項の併合罪に付き處斷せられた者其併合罪中懲役に處すべき罪あるとき云々と云ふは併合罪に付て處分された者は其處分された併合罪の中て懲役に該る罪があつたときは假へ其罪か執行しない罪であるとしても仍は再犯として處分すると云ふことであります、

而して本條は本法の新に設けた條文であります、

第五十七條　再犯ノ刑ハ其罪ニ付キ定メタル懲役ノ長期ノ二倍以下トス

本條は再犯者に科する刑に關する規定で本條に再犯の刑は其罪に付き定めたる懲役の長期の二倍以下とすとありますが即ち、再犯者として處斷された刑は十年とすれば十年の二倍二十年以下の刑を科すると云ふことであります、

本條は舊刑法第九十一條第九十二條第九十三條を修正した規定であります舊刑法は再犯の刑は初犯の刑に一等を加ふるとして輕きに失しますから本法は再犯の刑は其罪に付き定めた長期の二倍以下とすることゝ修正したのであります若し此樣に嚴しく罰しなければ再犯者を防ことが出來ないからであります、

參照舊刑法

第九十一條　先に重罪に處せられたる者再犯重罪に該る時は本刑に一等を加ふ

第九十二條　先に重罪輕罪の刑に處せられたる者再犯輕罪に該るときは本刑に一等を加ふ

第九十三條　先に違警罪に處せられたる者再犯違警罪に該る時は本刑に一等を加ふ但一年内に再び違警罪裁判所の管轄地内に於て犯したる時にあらされは再犯を以て論することを得ず

第五十八條　裁判確定後再犯者タルコトヲ發見シタル時ハ前條ノ規定ニ從ヒ加重スヘキ刑ヲ定ム

懲役ノ執行ヲ終リタル後又ハ其執行ノ免除アリタル後發見セラレタル者ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セス

本條は裁判確定した後再犯者たることを發見した塲合に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります而して第一項の裁判確定した後再犯者たることを發見した云々と云ふのは裁判を爲す際被告は刑を加重さるゝことを恐れて初犯の刑を隱した爲め再犯者と云ふことが分らないで其後に至り發見したときは前條即ち第五十八條の規定に從ひ再犯の刑は其罪に付き定めた懲役の二倍以下に加重して處分すると云ふことでありまして、如此規定を設けた理由は初犯の刑を隱す者を豫防する爲め裁判確定以後に於ても尙ほ再犯者であると云ふことを發見したときは何時にても前條の規定に從ひ刑を加重して其罪に付き定めた長期の二倍以下に於て處分することゝしたのであります、

第二項の懲役の執行を終りたる後又は其執行の免除ありたる後發見云々と云ふのは懲役の執行を終り又は其執行の免除を得た者に對しては假へ再犯者と云ふことを發見しても加重する本刑はありませんから前項の規定は適用しないと云ふことであります而して本條は本法の新に設けた條文であります、

第五十九條　三犯以上ノ者ト雖モ仍再犯ノ例ニ同シ

本條は三犯以上の者に對する再犯例を規定した條文であります而して本條三犯以上の者と雖も仍再犯の例に同しとありますかこれは讀んで字の如く三犯以上の者であつても再犯の者と同しく加重して處分すると云ふことであります而して本條は舊刑法第九十八條と同一規定て別に說明する點はありませんから之を略すことゝします、

參照舊刑法

第九十八條　三犯以上の者と雖も其加重の法は再犯の例に同し

第十一章　共犯

總說

凡て犯罪行爲は常に一人の意思一人の行爲のみに依り生ずるものではありません、時に多數の人は集合して爲した行爲に依り生ずることがあります、之を名けて共犯と云ひます共犯とは多數の人は共同して罪を犯した狀體を云ひます、而して共同と云ふことは情を知り共に犯すと云ふことで假へば他人は人を殺す爲めに使用すると云ふことを知らないで刀劍を與へた場合は情を知らない爲めに、共犯と云ふことは出來ません、又情を知り居るも共に犯すと云ふ故意がなければ共犯と云ふことは出來ません假へば强盜に脅迫されて鍵を貸し隣家の倉庫より物品を强奪せしめた者の如きは强盜と云ふ情は知つて居るけれども共に犯すと云ふ故意がありませんから强盜の共犯とはなりません共犯は如此共同と云ふことが必要で共同して多數の者は同一の罪を犯す所爲は共犯であります、又多數の者は共同して同一の犯罪行爲を行つても各自の行爲は同一の者ではありません、其行つた所爲の中で犯罪の成立に必要な行爲を行ふものと或は單に犯罪を容易ならしめた者とあります、其犯罪の成立に必要な所爲を行つた者を正犯と云ひ、單に犯罪を容易ならしめた者を、從犯と云ひます、又正犯に實行正犯と非實行正犯との二種あります

す即ち犯罪を實行した者を實行正犯と云ひ他人に實行せしめた者を敎唆者と云ひます而して本章は舊刑法の第一編の第八章數人共犯と云ふを修正した規定で此共犯と云ふは數人の所爲であることは明了でありますから本法は單に共犯と改めたのであります、

第六十條　二人以上共同シテ犯罪ヲ實行シタル者ハ皆正犯トス

本條は共犯中の正犯に關する規定で本條に二人以上共同して犯罪を實行した者は皆正犯とすとありますが、此二人以上の共同と云ふことは總說に於て陳べた通り情を知り且つ故意を以て共に犯すと云ふことにて實行とは情を知り且共に犯すと云ふ決心を實行することを云ひます、而して此犯罪を共同して實行した者は正犯で、此正犯を容易ならしめた者は從犯であります、言ひ換ゆれば犯人の所爲を分離して獨立の一罪となることは出來れば正犯で之を分離して一罪となることが出來なければ從犯であります、然れども分離して一罪となることが出來ないとしても其犯罪に附帶し其犯罪の成立に缺くことが出來ない效力があれば正犯であります、之に反して單に其成立を助けた丈けでは從犯であります、假へは甲乙丙の三人共同して丁を殺すことを謀り乙は丁を捕へて逃けるを防ぎ丙

は甲に刀劍を與へ甲は丁を殺したと假定すれば他人を捕へ又は刀劍を與ふるが如きは殺人の一部とはなりませんけれども乙の丁を捕へた所爲の如きは甲の丁を殺すに必要缺くことが出來ない効力はあつて且時は同時でありますから乙の所爲は正犯で、丙の甲に刀劍を與へた所爲は單に犯罪を容易ならしめたに過ぎませんから從犯であります、

本條は舊刑法第百四條を修正した規定で舊刑法は二人以上現に罪を犯した者にあつて此現と云ふ字は現實と云ふ意味でありますけれども現にと云ふは現にあらさる場合は含まれない樣に聞へ字句に弊ある爲め本法は共同して犯罪を實行と改め又各自に其刑を科すと云ふは當然のことでありますから之を削除しました、

參照舊刑法

第百四條　二人以上現に罪を犯したる者は皆正犯とし各自に其刑を科す

第六十一條　人ヲ敎唆シテ犯罪ヲ實行セシメタル者ハ正犯ニ準ス

敎唆者ヲ敎唆シタル者亦同シ

本條は共犯犯中の敎唆に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に人を敎唆して犯罪を實行せしめたる者は正犯に準ずとありますが、此敎唆と云ふことは他人に罪を犯すことの決心を生せしめた所爲のことで敎唆罪とは此他人に罪を犯すの決心を生せしめた所爲を實行したことを云ふのであります、故に敎唆と云ふことゝ敎唆罪とは全く別物で敎唆と云ふ所爲は言語文章其他の手段に拘らず他人に罪を犯すの決心を生せしめた時に成立しますけれども敎唆罪となるには敎唆された者は敎唆に因り犯意を實行して始めて成立するのであります、

元來犯罪の成立には犯意と犯行とは必要で此二者はなければ犯罪は成立しません然るに敎唆罪の場合には犯意の持主は被敎唆者であれば之を分離すれば敎唆者に犯意あつて犯行なく被敎唆者は犯行あつて犯意がありませんから一見何れも罪とならない樣に思はれますけれども深く之を研究すれば敎唆者には敎唆に固有の犯意と犯行があり被敎唆者には被敎唆者に固有の犯意と犯行とあつて兩人共に責任を負ふのであります、即ち敎唆と云ふ所爲は罪となるには左の二條は必要であります、

(一)他人に罪を犯すの決心を生せめたこと此他人に罪を犯すの決心を生せしめたこと、云

ふは敎唆者は被敎唆者に一定の罪を犯す事柄を指定して敎唆することを云ひます、單に汝は罪を犯すべしと云ふが如きは、決心を生ぜしめたと云ふことは出來ません他人に罪を犯すの決心を生せしむるには必らず一定の犯罪を指定することか必要であります、故に被敎唆者に於て敎唆者の指定以前の罪を犯した時は敎唆者は其責任を負ふ者でありません、假へは甲は乙に對し丙を毆打すべしと敎唆したるに丙を毆打せずして金品を盜み取りたるが如き乙は指定以外の罪を犯した爲め此場合は甲は責任を負いません、又例を換へて甲は乙に對し丙の家より金品を盜み來れと敎唆したるに乙は甲の敎唆に因り窃盜と强盜とを爲したるときは甲は窃盜に付ては責任を負はねばなりませんけれども、强盜に付ては責任を負ません即ち乙は甲の指定以外の强盜を犯したからであります、

(二)被敎唆者は敎唆を受けて犯意を實行したこと此第二の條件は被敎唆者の犯意を實行すると云ふことで前に屢陳へた通り敎唆と云ふことは他人に犯意を實行せしむる決心を生せしめたことでありますけれども敎唆者は被敎唆者に此決心を生せしめたばかりて、實行せしめなければ敎唆罪とはなりません、敎唆罪となるには敎唆者は自分の犯

意を被敎唆者に實行せしめて始めて敎唆罪となるのであります、

第二項の敎唆者を敎唆したる者亦同じと云ふは讀んで字の如く敎唆者を敎者した者も前項の如く正犯に準して處分すると云ふことであります、

本條第一項は舊刑法第百五條を修正したるものであります、舊刑法は人を敎唆して重罪輕罪を犯さしめたる者は亦正犯と爲すとあるを本法は重罪輕罪と云ふことを認めない爲め重罪輕罪とあるを刪除し正犯と爲すとの規定を正犯に準すと改めたのであります、これ敎唆者は直接犯罪を實行した者でありませんけれども、實行正犯と殆と同一でありますから正犯に準ずと修正したのであります、第二項は本法のに新に設けた規定で舊刑法に此等の規定がなかつた爲め種々の疑問を生じ不都合でありました爲め本法は必要上本項を設けたのであります、

參照舊刑法

第百五條人を敎唆して重罪輕罪を犯さしめたる者は亦正犯と爲す

第六十二條　正犯ヲ幇助シタル者ハ從犯トス

從犯ヲ敎唆シタル者ハ從犯ニ準ス

本條は共犯中の從犯に關する規定で本條も第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に正犯を幇助したる者は從犯とすとありますが、此正犯を幇助と云ふことは正犯を助けると云ふことにて、即ち從犯とは正犯を助けて犯罪を容易ならしめることを云ひます、而して從犯も共犯の一種であれば共犯の成立するには、總説に於て陳べた如く情を知り共に犯すと云ふ故意がなければなりません、此情を知り共に犯すと云ふ故意があつて正犯を幇助し之を容易ならしめたのは從犯となるのであります、

又從犯の成立するには正犯がなければなりません、正犯がなくして從犯のあり得ざることは見易き同理であります故に法律は罪として居らない所爲を助けたからと云ふても從犯として罰することは出來ません、即ち正犯と見るべき者はないからであります、假へば人を殺すと云ふことを知つて刀劍を貸した處が被害者は既に死亡した場合は從犯とはなりません、如此從犯の成立するには正犯がなければなりません、而して此正犯は既遂たることは要しません着手以上の所爲に因て未遂犯の成立したときは犯罪の全部は成立しないとしても其幾分の犯罪は成立して居りますから、從て之を助けて其犯罪を容易ならしむれば從犯であります、

又此從犯の正犯を幇助する方法は器具を給與すると犯罪の方法を指示すると犯罪の場所に誘導すると其他如何なる方法手段に拘らず苟も正犯を幇助し其犯罪を容易ならしめたときは從犯は成立します、

茲に問題があります、即ち刑事上の責任のない十四歳以下の幼者又は白痴癲癇者か從犯であるときは如何に處分するかと云ふことであります、此場合には一の區別を立てなければなりません、若し其十四歳以下の幼者又は白痴癲癇者か精神上故意と見るべき働きのないときは之を助けた者は、其實助けたのではなく、一の器械を使用して自ら犯した獨立の正犯であります、之に反して若し十四歳以下の幼者又は白痴癲癇者が正犯者と共に犯し故意があれば共犯と出ふ關係は成立します、從て辨別心がないと云ふ點から責任を負はないとしても、共犯者は其責任を免れることは出來ません、

第二項の從犯を敎唆したる者は從犯に準すと云ふは從犯を敎唆した者は從犯と同しく處

分すると云ふことであります、

本條第一項は舊刑法第百九條の前段を修正した規定で舊刑法は重罪輕罪を犯すことを知て器具を給與し云々として幇助の方法を揭げてありますけれども此列擧法は時に漏れた場合には罰するとか出來ない嫌いがありますから本法は此列擧法に因らす苟も正犯を幇助して正犯を容易ならしめた者は總て從犯としたのであります又第二項は必要上本法の新に設けた規定であります、

參照舊刑法

第百條　重罪輕罪を犯すことを知て器具を給與し又は誘導指示し其他豫備の行爲を以て正犯を幇助し犯罪を容易ならしめたる者は從犯と爲す

第六十三條　從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

本條は從犯の減輕に關する規定で、本條に從犯の刑は正犯の刑に照して減輕すとありますが、元來從犯は正犯を助けて犯罪を容易ならしめた所爲に過ぎませんから正犯に比較し其情が輕い爲め正犯の刑に照し減輕して處分すると云ふことであります、

本條は舊刑法第百九條後段の規定を修正した條文であります、

參照舊刑法

第百九條　後段正犯の罪に一等を減す但正犯の行ふ處の罪從犯の知る處より重き時は止た其知る所の罪に照して一等を減す

第六十四條　拘留又ハ科料ノミニ處スヘキ罪ノ敎唆者及ヒ從犯ハ特別ノ規定アルニ非サレハ之ヲ罰セス

本條は拘留又は科料の敎唆及び從犯に關する規定で、本條の拘留又は科料のみに處すべき罪の敎唆及び從犯は之を罰せすと云ふは拘留又は科料の輕微の罪は世の中に對する害惡が尠ない爲め此等輕微の罪を敎唆した者や幇助した從犯は尙更輕微でありますから、特別の規定がない限りは之を罰しないと云ふことであります、而して本條は本法の新に設けた條文であります、

第六十五條　犯人ノ身分ニ因リ構成スヘキ犯罪行爲ニ加功シタルトキハ其身分ナキ者ト雖モ仍ホ共犯トス

身分ニ因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ科ス

本條は特別の共犯に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります而して第一項に犯人の身分と云ふことは犯人の資格即ち官吏の身分と云ふが如きことにて又犯罪の構成と云ふことは犯罪の成立と云ふことであります、されは犯人の身分に因り犯罪行爲に加功と云ふことは、官吏と云ふ身分ある者は犯せは、罪となることを身分のない者は加はつて犯せば共犯として處分すると云ふことであります、

第二項の身分に因り特に刑の輕重あるときは、其身分なき者には通常の刑を科すと云ふことは假へは共犯人中の一人か再犯者である場合には此再犯者と云ふ身分ある者には刑を加重して處分するけれども初犯者には再犯と云ふ身分がありませんから普通の刑を科すと云ふことであります、又身分に因り刑を減輕する場合と云ふは假へは心神耗弱者と共に罪を犯した場合に其者は刑を減刑されますけれども他の共犯者は通常の刑を科すると云ふことであります、

本條第一項は本法の新に設けた條文て舊刑法に此等の規定がない爲め種々の疑問を生じ不便でありますから、本法は新に本條を設けて其疑問を避けたのであります、第二項は舊刑法第百十條を修正した規定であります、

參照舊刑法

第百十條　身分に因り刑を加重すべき者從犯なる時は其重きに從て一等を減す
正犯の身分に因り刑を減免すべき時と雖も從犯の刑は其輕きに於て減免することを得す

第十二章　酌量減輕

總說

本條は酌量減輕に關する規定て酌量減輕とは裁判上の減輕の名稱て法律の明文を待たず裁判官の職權を以て自由に刑を減輕することを云ひます、而して此酌量減輕と云ふことを設けた理由は犯罪と刑罰との權衡を得せしむる爲めであります一般の被告事件を見れば或は犯人の情實により或は犯罪事件の狀況により法律は豫め定めた刑罰の最低度か尙

ほ其事件に對しては重きに失する場合がありますが、若し如此場合に強て刑の最低度を科しても尚ほ重いことがありますから裁判官をして自由に減輕せしむることゝしたのであります、

第六十六條　犯罪ノ情狀憫諒スヘキ者ハ酌量シテ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

本條は酌量減輕の性質に關する規定で此酌量減輕は法律は明文に示して減輕する場合と異なり犯罪の情狀に因り憫諒すべき者に對して刑を減輕する者であることは既に陳へた通りであります、而して本條に汎く犯罪の情狀憫諒すべき者とあつて、如何なる者は憫諒すべき情狀なるか制限がありませんから、何を理由として減輕するも裁判官の自由であります、故に或る場合には犯人の情實を考へ同しく窃盜犯人であつても飢に迫つて盜みたるを理由として減輕することがあります、又或は犯罪の事實を見て同しく窃盜なるも盜みたる者は僅か一本の草花の如き、事情にて輕減することが出來て結局其事情の取捨は裁判官の自由であります、

本條は舊刑法第八十九條第一項又ひ第九十條を修正した規定であります、

參照舊刑法

第八十九條　重罪輕罪違警罪を分たす所犯情狀原諒すへき者は酌量して本刑を減輕することを得

第九十條　酌量減輕すへき者は本刑に一等又は二等を減す

第六十七條　法律ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スル場合ト雖モ仍ホ酌量減輕ヲ爲スコトヲ得

本條は酌量減輕を適用する場合に關する規定で本條に依り刑を加重又は減輕する場合と雖も仍ほ酌量減輕を爲すことを得とありますか此法律に因り加重すべき場合と云ふは併合罪の加重再犯の加重等の場合は普通よりは加重して罰せられると云ふことにて、又減輕すべき場合と云ふは未遂犯從犯自首減輕の場合及び其他の減輕すへき場合等、此等加重及び減輕すへき場合とも仍ほ憫諒すへき事情のあるときは之を酌量して減輕することは出來ると云ふことであります、

本條は舊刑法第八十九條と同一の規定であります

第八十九條　第二項法律に於て本刑を加重し又は減輕すべき者と雖も其酌量すべきときは仍ほ之を減輕することを得

第十三章　加減例

總說

本章は列の加減例に關する規定て、此加減例と云ふことは、刑の加重及ひ減輕を制限すると云ふことてあります、即ち法律上刑を加重又は減輕すへき場合に一個又は數個ある時の加減順序及び裁判上の酌量減輕を與ふる順序を定めることて、加重と減輕と一時に在つた場合には加重を先にすべきか又は減輕を先にすべきかを定めた者であります、然れども本章に加減としてあるに拘らず減輕すへき揚合のみを規定し加重すへき場合を規定しないのは加重の場合は併合罪及び累犯の場合に於て規定してありますから、茲に規定しないのてあります、而して本章は舊刑法の加減例又ひ加減順序を修正した規定で、舊刑法の加減例は刑の加減方法を規定し加減順序は刑を加重減輕すへき場合は何れを先きにし、何れを後にすべきかを定めた者てあります、故に加減例と加減順序とは密接の關係かありますから、本章は之を合併して加減例としたのでありまず、又舊刑法は罪を分つて重罪輕罪違警罪と爲したる結果從て刑の種類を細別し加重及ひ減輕の原因數個ある場合に於ては一個毎に加重又は減輕することゝしましたけれども本法は刑の種類を減少して刑期の範圍を擴張しました爲め、其原因一個毎に加減をすれは輕きに失しますから數個の減輕原因あるときは之を合併して一個として一度に之を減輕することゝしました然れとも酌量減輕は裁判官の職權を以て減輕すべき者てありますから他の原因と獨立して最後に爲すべき者てあります、

第六十八條　法律ニ依リ刑ヲ減輕スヘキ一個又ハ數個ノ源因アルトキハ其例ニ依ル

一　死刑ヲ減輕スヘキトキハ無期又ハ十年以上ノ懲役若クハ禁錮トス

二　無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕スヘキトキハ七年以上ノ有期懲役

又ハ禁錮トス

三　有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕スヘキトキハ其刑期ノ二分ノ一ヲ減ス

四　罰金ヲ減輕スヘキトキハ其金額ノ二分ノ一ヲ減ス

五　拘留ヲ減輕スヘキトキハ其長期ノ二分ノ一ヲ減ス

六　科料ヲ減輕スヘキトキハ其多額ノ二分ノ一ヲ減ス

本條は刑を減輕すへき標準を定めた條文て本條に法律に依り刑を減輕すへき一個又は數個の原由と云ふは、自首、未遂、從犯等の減輕すへき一個又は數個の原因ある場合のことであります、而して此等の原因ある場合には本條第一號より第六號に掲げた標準に因り減輕すると云ふことであります而して第一號は死刑を減輕すへき場合て此場合に減輕すへき原因は一個又は數個ある場合は無期又は十年以上の懲役若くは禁錮に處せられます然らは此減輕すへき原因は一個ある場合に十年以上の懲役若くは禁錮に處すと云ふ意味てあるか數個ある場合に無期の懲役又は禁錮に處すと云ふ意味であるが明文の徴すへき者がありませんけれとも理論上減輕すへき原因數個ある場合は無期の懲役又は禁錮に處し一個ある場合には十年以上の懲役又は禁錮に處すへき者の樣に思はれますけれども一概に然りと答ふることは出來ません一個ある場合と雖も其情狀の惡むへき者に對しては無期の懲役又は禁錮に處し數個ある場合と雖も憫諒すへき者に對しては十年以上の懲役又は禁錮に處すへき者てあります第二號は無期の懲役又は禁錮を減輕すへき場合で此場合には七年以上の懲役又は禁錮に處すへき者であります、而して第三號乃至第六號は有期の懲役若くは禁錮罰金又は拘留科料を減輕すへき場合の標準を定めた者て有期の懲役又は禁錮を減輕すへきときは其刑期二分の一を減輕することゝし罰金は其金額二分の一拘留は其長期の二分の一科料は其多額の二分の一を減輕することゝしたのであります、而して此刑期金額長期及び多額の各二分の一と云ふは各本條に示す處の刑期金額長期及ひ多額のことて假へは刑期に付て云へは各本條に二年の懲役に處すとあるときは其二分の一なる即ち一年を減輕すると云ふことであります、

本條は舊刑法第六十六條乃至第七十三條を合併して修正した規定てあります、

第六十六條　法律に於て刑を加重減輕すべきときは後の數條に記載したる例に照して加減す但加へて死刑に入ることを得す

第六十七條　重罪の刑は其の等級に照して加減す

一　死刑
二　無期徒刑
三　有期徒刑
四　重懲役
五　輕懲役

第六十八條　國事に關する重罪の刑は其の等級に照して加減す

一　死刑
二　無期流刑
三　有期流刑
四　重禁獄
五　輕禁獄

第六十九條　輕懲役に該る者減輕すべきときは二年以上五年以下の重禁錮に處するを以て一等と爲す

輕禁獄に該る者減輕すべきときは二年以上五年以下の輕禁錮に處するを以て一等と爲す

第七十條　禁錮罰金に該る者減輕すべきときは各本條に記載したる刑期金額四分の一を加減するを以て一等と爲し其加重すべき時は亦四分の一を加ふる以て一等と爲す

輕罪の刑は加へて重罪に入ることを得す但禁錮は加へて十二日に至ることを得罰金を減盡したるときは科料に處す禁錮罰金を減盡したるときは科料に處すること亦拘留科料に處することを得

第七十一條　禁錮を減盡したるときは拘留に處し罰金を減盡したるときは科料に處すること亦拘留科料に處することを得

期十日以下裏數一圓九十五錢以下に及ぶときは亦拘留科料に處すること亦拘留科料に處することを得す

第七十二條　拘留科料に該る者加減すべきときは禁錮罰金の例に照し其四分の一を加減するを以て一等と爲す違警罪の刑は輕罪に入ることを得す但拘留は加へて十二日に至ることを得減じて一日以下に降すことを得す科料は加へて二圓四十錢に至ることを得減じて五錢以下に降すことを得す

第六十九條　法律ニ因リ刑ヲ減輕スヘキ場合ニ於テ各本條ニ二個以上ノ刑名アルトキハ先ツ適用スヘキ刑ヲ定メ其刑ヲ減輕ス

本條は二個以上の刑名ある場合に適用すへき本刑を一定すべきことに關する規定にて本條に法律に依り刑を減輕すべき場合に於て各本條に二個以上の刑名ある云々とありましてこの刑を減輕すべき場合と云ふは前きに陳ぶるが如く自首、未遂、從犯等の減輕すべき原因に依り減輕すべき場合のことにて各本條に二個以上の刑名あるときは先づ適用すへき刑を定めて其刑を減輕すと云ふは各本條に二個以上の刑名あるときは裁判官は其適用す

へき本刑を定めて減輕する者であると云ふことであります、假へば内亂罪に關する本法第七十七條第一項の第一號に首魁は死刑又は無期禁錮に處すとある場合に死刑に處すか無期禁錮に處すか其適用すべき本刑を定めて其定めた本刑より減輕すると云ふことであります、而して本條は本法の新に設けた條文であります、

第七十條　懲役禁錮又ハ拘留ヲ減輕スルニ因リ一日ニ滿タサル時間ヲ剩ストキハ之ヲ除棄ス

罰金又ハ科料ヲ減輕スルニ因リ一日ニ滿タサル時亦同シ

本條は各刑の端數を生じた場合に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項の懲役禁錮又は拘留を減輕するに因り一日に滿たさる時間を剩すときは之を除去すると云ふは假へば有期懲役の刑期二分の一を減ずる場合に一日に滿たない時間を剩すことが往々あります、此場合には刑期の計算上不便なばかりでなく犯人の利益の爲め之を除棄することゝしたのであります、

第二項に罰金又は科料を減輕するに因り一錢に滿たさる金額を剩すとき亦同しと云ふも罰金の二分の一を減ずるに因り一錢に滿たない金額を剩す場合も其金額少數で刑として何等の効がありませんから一錢に滿たない金額を生した場合には之を除棄することゝしたのであります、

本條は舊刑法第七十三條を修正した規定であります、

參照舊刑法

第七十三條　禁錮拘留を加減するに因て其期限に零數を生じ一日に滿たざる時は之を除棄す

第七十一條　酌量減輕ヲ爲スベキトキ亦第六十八條及ヒ前條ノ例ニ依ル

本條は酌量減輕を與ふる標準を定めた規定で、本條に酌量減輕を爲すべき時は第六十八條の例に依ると云ふことは第六十八條は法律上の減輕を爲す標準を定めた條文でありますから此酌量減輕を與ふるときも第六十八條の標準に依ると云ふことで、又前條の例に依ると云ふことは前條の規定は懲役禁錮又は拘留を減輕するに依り一日に滿たないときは之を除棄し罰金科料を減輕して一錢に滿たないときも同樣除棄すると云ふ規定であれ

ば酌量減輕を爲すに付ても此例に因て體刑にして一日に滿たないときは之を除棄し財産刑にして一錢に滿たないときは之を除棄すると云ふことであります、

本條は舊刑法第八十條を修正した規定であります、

參照舊刑法

第九十條　酌量減輕すべき者は本刑に一等又は二等を減す

第七十二條　同時ニ刑ヲ加重減輕スベキトキハ其ノ順序ニ依ル

一　再犯加重

二　法律上ノ減輕

三　併合罪ノ加重

四　酌量減輕

本條は刑を加重又は減輕する順序を定めた條文で第一號より第四號に其加減の順序を掲げてあります、而して此加重又は減輕の基礎となる刑は各本條に示しある刑て此刑を基礎として數多の加重減輕を爲すべき原因あるときは先つ本條規定の順序に因り第一に再犯加重をしなければなりません、此再犯加重を第一號に規定したのは再犯は本刑を倍加すべき規定でありますから之を第一に規定しなければ他の減輕を爲すも實益のない爲めであります、第二號に法律上の減輕を爲し其法律上の減輕を爲したる後併合罪の加重をすることゝしたのであります此併合罪を第三號に規定した理由は死刑其他の刑に付き併科するか否やを定むる必要あるからであります而して此併合罪に付き加重した後酌量減輕を與ふる原因あるときは犯罪と刑罰との權衡を保つ爲め最後に之を與ふべきことゝしたのであります、

本條は舊刑法第九十九條を修正した規定であります、

參照舊刑法

第九十九條　犯罪の情狀に因り總則に照し同時本刑を加重減輕すべきは其の順序に從て其刑名を定む但從犯及ひ未遂犯罪の減等其他各本條に記載する特別の加重減輕は其加減したる者は本刑と爲す

一　再犯加重

二　宥恕減輕

三　自首減輕

第一編總則終

第二編　罪

總說

本編は罪に關する規定で罪と云ふことは法律に於て罰する禁令及ひ命令違犯の不法の所爲のことを云ひます故に罪と云ふことは必らす法律に於て罰する所爲でなければはなりません此罪の他の不法の所爲と異なる處は法律に於て罰すると罰しないとに因ります民法にも不法の行爲と云ふことがありますけれども罪と云はないのは刑法に於て罪として罰しない爲めであります

本編は第一章に皇室に對する罪を規定し第二章に內亂に關する罪第三章に外患に關する罪を規定してあります、此等は舊刑法と同一でありますけれども、第四章の國交に關する罪と云ふは本法の新に設けた規定であります、而して第五章の公務の執行を妨害する罪と云ふは舊刑法の官吏の職務を行ふを妨害すると云ふを改めた規定で第六章の逃走の罪と云ふは舊刑法の四徒逃走の罪と云ふを改めた規定であります、第七章の犯人藏匿及ひ證憑湮

滅の罪と云ふは舊刑法の罪人藏匿の罪とありしを證憑湮滅と云ふのは本法の新設で第八章の騷擾の罪と云ふは舊刑法の兇徒聚集の罪と云ふを改めた規定であります又第九章の放火及び出火の罪と云ふは舊刑法の儘で第十章の溢水及び水利に關する罪と云ふは舊刑法の決水の罪と云ふを改めた規定であります第十一章の往來を妨害する罪と云ふは舊刑法の往來通信を妨害する罪の一部及ひ船舶を覆沒する罪と云ふを合併した規定で第十二章の住居を侵す罪と云ふは舊刑法の人の住所を侵す罪と云ふを改めた規定であります而して第十三章の秘密を侵す罪と云ふは本法の新に設けた規定で第十四章の阿片煙に關する罪と云ふは舊刑法の儘であります又第十五章の飲料水に關する罪と云ふは舊刑法の飲料の淨水を汚穢する罪と云ふを改めた規定であります第十六章の通貨僞造の罪は舊刑法の貨幣僞造の罪と云ふを改めた規定であります又本法第十七章の文書僞造の罪と云ふは舊刑法の官の文書を僞造する罪私書を僞造する罪と云ふを改めた規定で第十八章の有價證券僞造の罪と云ふは本法の新に設けた規定であります、然れとも其内容は舊刑法の官の文書を僞造する罪の一部及び私文書僞造罪の一部を改めた規定であります又第十九章の印章僞造の罪と云ふは舊刑法の官印を僞造する罪及印私書僞造の罪の一部を改めた規定で第二十章の僞證罪第二十一章の誣告罪は舊刑法と同一の規定であります而して第二十二章の猥褻姦淫重婚の罪と云ふを改めた規定で第二十三章の賭博及ひ富籤に關する罪と云ふは舊刑法の風俗に關する罪の一部を改めた規定であります又第二十四章の禮拜所及ひ墳墓に關する罪と云ふは舊刑法の死屍を毀棄し及び墳墓を發堀する罪と云ふを改めた規定で第二十五章の瀆職の罪と云ふは舊刑法の官吏瀆職の罪と云ふを改めた規定であります第二十六章の殺人の罪と云ふは謀殺故殺の罪と云ふを改めた規定で第二十七章の傷害の罪は舊刑法の毆打創傷の罪と云ふを改め第二十八章の過失傷害の罪は過失殺傷の罪と云ふを改めた規定であります又本法第二十九章の墮胎の罪は舊刑法の儘で第三十章の遺棄の罪は幼者又は老疾者を遺棄する罪と云ふを改め第三十一章の逮捕及ひ監禁の罪と云ふは舊刑法の擅に人を逮捕及ひ監禁する罪と云ふを改めた規定であります第三十二章の脅迫罪と云ふは舊刑法と同一の規定で第三十三章の略取及び誘拐の罪と云ふは幼者を略取誘拐する罪と云ふを改め第三十四章の名譽に關する罪は本法の新に設けた規定でありますけれ共其内

容は舊刑法の誹毀罪に關する罪と云ふを改めた規定であります又第三十五章の信用及び業務に關する罪と云ふは舊刑法の商業及び農工の業を妨害する罪と云ふを改め第三十六章の窃盜及び强盜の罪は舊刑法に別節に規定してあるを合して一章と爲し第三十七章　詐欺及び恐喝の罪は詐欺取財の罪と云ふを改め第三十八章の横領の罪と云ふは本法の新に設けた規定でありますけれども其内容は舊刑法の遺失物及び埋藏物に關する規定を改め第三十九章の藏物に關する罪は舊刑法の儘で第四十章の毀棄及び隱匿の罪は舊刑法の家屋物品を毀棄する罪及び動植物を害する罪と云ふを改めた規定であります

又本法は舊刑法に規定しある罪の中(一)私に軍用の銃砲彈藥を製造し及び所有する罪(二)度量衡を僞造する罪(三)身分を詐稱する罪(四)公衆の投票を僞造する罪(五)傳染病豫防規則に關する罪(六)健康を害すべき飲食物及び藥劑を販賣する罪私に醫業を爲す罪等は特別法に規定することゝして之を省きました

第一章　皇室ニ對スル罪

第七十三條　天皇太皇太后皇太后又ハ皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス

本條は天皇太皇太后皇太后皇后皇太子皇太孫に對し危害を加へ又は加へんとした、犯罪に關する規定であります、而して天皇とは日本帝國を統治し給ふ御方を奉稱し太皇太后とは先々帝の皇后を奉稱し皇太后とは先帝の皇后を奉稱し皇太后とは天皇の御奥に立たせ給ふ御方を奉稱し皇太子とは天皇の御代嗣を奉稱し皇太孫とは皇太子の御子を奉稱するのであります、此等の御方に對し奉り危害を加へ又は加へんとした者は死刑に處せられます而して此危害と云ふことは毆打暴行其他如何なる方法手段に拘らず、苟も天皇太皇太后皇太后皇后皇太子皇太孫に對し奉り危險の所爲ある者は皆本條に云ふ危害の所爲であります、又本條に危害を加へ又は加へんとある爲め危害實行の一部は勿論危害を加ふる豫備の所爲であつても本條に依り處分されます之れ豫備の所爲を罰する例外の規定で而して本條の罪は必らず危害を加へ又は加へんとする意思即ち考はなければなりません若し此考なく、誤つて危害を加へ又は加へんとしたときは素より本條に依り處分されません即ち罪を犯すの意なき無罪であります、而して本條は舊刑法第百十六條と同一の規定であります、

◎照舊刑法

第百十六條　天皇三皇皇太子に對し危害を加へんとしたる者は死刑に處す

第七十四條　天皇太皇太后皇太后皇后皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者亦同シ

本條は天皇太皇太后皇太后皇后皇太子又は皇太孫若くは神宮又は皇陵に對し不敬罪を犯した者の處分に關する規定であります、而して本條は第一項と第二項より成りたる條文で、第一項の天皇太皇太后皇太后皇后皇太子又は皇太孫に對し不敬の行爲ありたる者云々と云ふことは、此等の御方に對し奉り不敬の所爲ある者は三月以上五年以下の懲役に處すると云ふことであります、而して此不敬と云ふことは、普通人に對する惡口雜言の如きは勿論罵詈侮辱等苟も皇室の御尊榮を侵すに足る所爲なれば、之れ皆不敬罪であります、此不敬の行爲を天皇太皇太后皇太后皇后皇太子又は皇太孫に對し奉り犯せは本條に依り罰せられます

第二項の神宮又は皇陵に對し不敬の所爲ある者は亦同しと云ふ神宮と云ふことは伊勢の大神宮のことを奉稱し皇陵と云ふことは、代々の天皇の御墳墓のことを奉稱します、而して此伊勢の大神宮又は代々の天皇の御墳墓に對し奉り不敬の所爲ある者は第一項と同しく、三月以上五年以下の懲役に處せらるゝと云ふことであります、

本條は舊刑法第三百十七條を修正した規定であります、舊刑法には附加の罰金はありますけれども本法は附加の罰金に付ては認めませんから之を省き、又舊刑法に神宮に對し奉る不敬の罪の規定かありませんから本法は之を新に設けたのであります、

◎照舊刑法

第百十七條　天皇三后皇太子に對し不敬の所爲ある者は三月以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

皇陵に對し不敬の所爲ある者亦同し

第七十五條　皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘントシタル者ヲ無期懲役ニ處ス

本條は皇族に對する危害罪に關する規定で本條に皇族と稱し奉るは天皇太皇太后皇太后皇后皇太子妃皇太孫妃親王親王妃王王妃女王を奉稱します此等皇族の御方に對し奉り危害を加へた者は死刑に處せられ加へんとした者は無期懲役に處せられると云ふことであります而して此危害と云ふことは第七十三條に於て陳べた通り皇族の御方に對し奉り毆打は勿論暴行を爲した者は即ち危害を加へ又は加へんとした者で此危害を皇族に對し加へた者は死刑に處せられ又は加へんとした者は無期懲役に處すると云ふことであります、本條は舊刑法の第百十八條と同一の規定であります、

參照舊刑法

第百十八條　皇族に對し危害を加へたる者は死刑に處す加へんとしたる者は無期徒刑に處す

第七十六條　皇族ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役ニ處ス

本條は皇族に對する不敬罪の處分に關する規定で本條に皇族と云ふことは前條に陳べた通り天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太孫以外の皇太子妃、皇太孫妃、親王、親王妃、王、王妃、女王を奉稱するのであります而して不敬と云ふことは第七十四條に於て陳た通り此皇族に對し奉り惡口雜言罵詈侮辱等苟も皇族の御尊榮を害する行爲は、悉く不敬罪で、皇族に對し奉り、此不敬の所爲ある者は本條に依り處分すると云ふことであります、

本條は舊刑法第百十九條を修正した規定で舊刑法には附加罰金及び監視を附加する等の規定がありますけれども本法は一般に附加刑と云ふことを認めませんから之を省きました

參照舊刑法

第百十九條　皇族に對し不敬の行爲ある者は二月以上四年以下の重禁錮に處し　十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二章　內亂ニ關スル罪

總說

本章は內亂に關する規定で內亂とは國家の主權を侵害する目的を以て多數の者が團結して

官に敵對する行爲のことであります、換言すれば內亂とは內國戰爭と云ふことにて、多數の者は共同して不法の腕力を官に加ふることを云ひます、然れども單に腕力を以て政府の財物を奪ひ取るのは强盜で、之を區別するのは其目的の如何に依りまして、即ち朝憲の紊亂を目的とする爲め腕力を加ふるのであれば內亂でありますけれども其他の目的であれば、强盜又は其他の犯罪であります、斯くの如く內亂罪は國家の獨立を危殆にする重大の犯罪であれば、最も嚴重に處分をしなければなりません、然れども之を企てた者より見れば敢て自己一身の利益を目的とした者でなければ、彼の强盜其他の犯罪と異つて其科する處の刑も自由を拘束するに止め從て定役なき禁錮の刑を科することゝしたのであります、而して本章は舊刑法第二篇第二章の第一節を修正した規定て大體の立法主旨は同一であります けれども、又修正した處は、各條文に付て說明することゝします、

第七十七條　政府ヲ顚覆シ又ハ邦土ヲ僭窃シ其他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ內亂ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處分ス

一　首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス

二　謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ處シ其他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

三　附和隨行シ其他單ニ暴動ニ參與シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但前項第三號ニ記載シタル者ハ此限ニアラス

本條は內亂罪に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に政府を顚覆し又は邦土を僭窃し、其他朝憲を紊亂することを目的として暴動を爲し云々とありますが、此政府の顚覆と云ふことは立憲國を共和國とし、又は現在の皇帝を廢して別に帝國を組織するが如きことを云ひます、邦土の僭窃とは日本帝國の一部を

割いて横領すると云ふことで横領とは其部内に行はるゝ日本の主權を奪つて獨立することを云ひます、其他朝憲の紊亂と云ふことは、皇位承繼の順序を替へ又は自治制を改めて封建制を復活するが如き、苟も天皇統治の大權を侵害する行爲は總て朝憲を紊亂する行爲で、此等朝憲を紊亂する目的を以て暴動を爲せは內亂でありますが、而して暴動とは多數の者が共同して官に敵對する行爲のことであります、然れども、此暴動を爲すの目的は內亂でなく、單に政府の財物を奪ふにあるときは、强盜であります、如此內亂を起す目的を以て暴動を爲したときは、第一號に規定しある如く首魁は死刑又は無期禁錮に處せられます、而して首魁とは發頭人のことにて諸人の指揮監督する總大將のことを云ひます、元來內亂は此首魁の方針より出づる者であれば、其情最も重い爲め死刑又は無期の禁錮に處せられ第二號の謀議に參與し又群衆の指揮を爲したる者と云ふ、此謀議に參與しと云ふことは參謀の職務を執りたる者の如きを云ひ、群衆の指揮を爲したる者と云ふは、內亂の一方の隊長の如き者を云ひます、又其他諸般の職務に從事した者と云ふは、下級の士官軍醫軍吏等のことであります、此等の者は地位に因り多少の階級があるが爲め謀議に參與し又は群衆の指揮をした者は、無期又は三年以上の禁錮に處せられ其他諸般の職務に從事した者は一年以上十年以下の禁錮に處すと云ふことであります、又第三號の附和隨行し其他單に暴動に關與した者と云ふは、內亂と云ふことは知つて居るけれども特に定つた目的と云ふはある譯けではなく、唯單に他人に煽動せられ働いた兵、雇員小使軍役夫等のことであります、共に下級の職務に從事した者のことであります、

第二項の前項の未遂罪は之を罰す但前項第三號に記載した者は此限りにあらずと云ふは此內亂罪は、國家の安危に係る最も重大の犯罪でありますから、未遂の時も之を罰すると云ふことであります、而して之を罰するのは第一號第二號に規定した重要の職務を執つた者のみに限り罰すると云ふので、第三號の罪の如き附和隨行した者は輕微の罪でありますから罰しないと云ふことであります、

本條は舊刑法第百二十一條乃至第百二十四條を修正した規定で舊刑法第百二十一條に敎唆と云ふ語がありますけれども本法は敎唆に付ては第一編共犯の規定を適用し正犯に準

ずべき者として、茲に規定するの必要を認めませんから、之を省き、且舊刑法第百二十二條第百二十三條は內亂罪の手段て特に法文として掲ぐる必要を認めませんからこれも省ひて本條の如く修正したのてあります、

參照舊刑法

第百二十一條　政府を轉覆し又は邦土を僭窃し其他朝憲を紊亂することを目的と爲し　內亂を起したる者は左の區別に從て處斷す

一　首魁及ひ敎唆者は死刑に處す

二　群衆の指揮を爲し其他樞要の職務を爲したる者は無期流刑に處し其情輕き者は有期流刑に處す

三　兵器金穀を資給し又は諸般の職務を爲したる者は重禁獄に處し其情輕き者は輕禁獄に處す

四　敎唆に乘して附和隨行し又は指揮を受けて雜役に供したる者は二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第百二十二條　內亂を起すの目的を以て兵器彈藥船舶金穀其他軍備の物品を　却掠したる者は已に內亂を起したる者の刑に同し

第百二十三條　政府を變亂するの目的を以て人を謀殺したる者は兵を　擧ぐるに至らすと雖も內亂と同しく論し其敎唆者及ひ下手者を死刑に處す

第百二十四條　前三條の罪は未遂罪の時に於て乃ち本刑を科す

第七十八條　內亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

本條は內亂罪の豫備又は陰謀を爲したる者の處分に關する規定で豫備とは罪を犯すと云ふ意思を外形に現はした所爲のことで未た犯罪の著手にも實行にも至らないことを云ひ即ち內亂を爲すに當り兵器金穀を準備し兵卒を募集する等のことを云ひます陰謀とは二人以上の間に一定の罪を犯すと云ふ意思の一致したことを云ひます、而して此豫備陰謀を罰するは內亂罪は重大の犯罪でありますから、此豫備及ひ陰謀の所爲を未發に防く爲めであります、然れとも內亂罪も豫備陰謀に止まるときは未た世の中に危害も尠なく內亂の既遂罪に比較し其情か輕いから一年以上十年以下の禁錮に處することにしたのであります、

本條は舊刑法第百二十五條と始と同一の規定であります唯異なる處は金穀兵器を準備し兵隊を招集すると云ふことであります此等は內亂の手段で內亂の手段は條文に掲ぐるを必要と認めない爲め本法は之を省きました

參照舊刑法

第百二十五條　兵隊を招集し兵器金穀を準備し其他內亂の豫備を爲したる者は　第百二十一條の例に照して各一等を減す

内亂の陰謀を爲し未た豫備に至らざる者は二等を減す

第七十九條　兵器金穀ヲ資給シ又ハ其他ノ行爲ヲ以テ前二條ノ罪ヲ幇助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス

本條は内亂罪を幇助した者の處分に關する規定で本條に兵器金穀を資給し又は其他の行爲を以て前二條の罪を幇助したる者云々とありますが、此兵器金穀を資給しと云ふことは内亂罪を犯すと云ふ狀を知つて銃砲彈藥刀劍船舶の類より軍資金及ひ兵粮等を與へたことて又其他の行爲と云ふことは集會所及び兵器金穀の貯藏所等を與ふるの類でありまして、此等の行爲を以て内亂罪を幇助し即ち便宜を與へた者を七年以下の禁錮に處すると云ふことであります。

本條は舊刑法第百二十七條を修正した規定で、舊刑法には、内亂の情を知りとあるも情を知らないで、爲したことの罪とならないのは、自明の理であるばかりでなく、兵器金穀を資給するは内亂罪に付き最も必要な事でありますから、本法は本條に於て兵器金穀を給與し内亂罪を幇助した者を七年以下の禁錮に處すことゝしたのであります、

第百二十七條　内亂の情を知つて犯人に集會所を給與したる者は二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第八十條　前二條ノ罪ヲ犯スト雖モ未タ暴動ニ至ラサル前ニ自首シタル者ハ其刑ヲ免ス

本條は内亂罪の自首に關する規定で本條に前二條の罪を犯すと雖も未た暴動に至らないが此前二條と云ふのは第七十八條と第七十九條のことで、而して第七十八條は内亂の豫備又は陰謀に關する罪で、第七十九條は兵器金穀を給與し又は其他の行爲を以て前二條の罪を幇助した罪であります、此等の行爲を以て内亂を幇助した者は、未た暴動に至らない前に自首したときは、本刑を免ずると云ふことであります、而して此刑を免するは内亂罪は重大の罪であれは自首せしめて害を未發に防ぐ爲めであります、

本條は舊刑法第百二十六條と同一の規定であります

第百二十六條　內亂の豫備又は陰謀を爲すと雖も未た其事を行はさる前に官に自首したる者は　本刑を免し六
以上三年以下の監視に附す

第三章　外患罪

總說

本章は外患罪に關する規定で外患罪とは外國と通謀又は同意して帝國の存在を不安ならしむる罪のことで即ち外國に通謀して帝國に對し戰端を開かしめ又は外國に同意して帝國に抗敵し其他帝國の軍事上必要な物件及ひ器具を敵國に與へて帝國を害する所爲を云ひます元來忠義を盡すは國民の義務であります、然に此義務を忘れて身を敵國に投し本國に抗敵するが如きは、帝國臣民としてあるべからざる、大逆不道の重罪でありますから、內亂罪と同しく其未遂罪は勿論豫備及ひ陰謀の所爲も嚴重に罪することとしたのであります、而して本章は舊刑法第二編第三章の第二節を修正した規定であります、

第八十一條　外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ與シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス

本條は外患罪に關する規定で外國に通謀して帝國に對し戰端を開かしめる罪と又は敵國に與して帝國に抗敵した罪との二つの場合を規定してあります、即ち第一の罪の外國に通謀と云ふことは帝國臣民は外國と帝國と戰爭を爲さしむる目的を以て罪を犯す意思を通じた有樣を云ふのであります、而して戰爭と云ふことは、國と國とは互に兵器を執り腕力を以て抵抗することを云ふので、其結果は幾百萬の人命と財產とを失ひ國家を害する甚しき罪であれば此等外國と通謀して戰爭を爲さしめた者に對しては最も重き死刑に處することとしたのであります、第二の敵國に與して帝國に抗敵せしむる罪と云ふは帝國と外國と戰爭の際帝國臣民が身を外國の軍隊に投し日本帝國に對し敵對することを云ひます、既に總說に於て陳べた通り忠義を盡すは帝國臣民の義務であります、故に此義務を忘れて敵に身を投じ本國に敵對する罪の如きは極惡非道の罪であれは、前罪と同じく重き死刑に處することゝしたのであります、

本條は舊刑法第百二十九條を修正した規定であります

第百二十九條　外國に與して本國に抗敵し又は外國と交戰中同盟國に抗敵し其他本國に背叛して敵兵に附屬したる者は死刑に處す

第八十二條　要塞陣營軍隊艦船其他軍用ニ供スル場所又ハ建造物ヲ兵器彈藥其他軍用ニ供スル物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ無期懲役ニ處ス

本條は軍事上必要な器具及ひ場所を敵國に交附した者の處分に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、第一項に要塞陣營軍隊艦船其他軍用に供する云々とありますが、此要塞とは敵を防ぐに必要な場所例へは東京灣要塞と云ふが如き場所のことで、陣營とは兵營のことにて、軍隊とは兵卒の隊をなせる有樣のことを云ひます、又艦船とは軍艦及ひ運送船等のことで其他軍用に供する場所と云ふは砲兵工廠兵器廠砲臺等のことを云ひます、而して建造物と云ふは兵器及ひ被服を入るゝ倉庫等のことであります、此等の物は國防上最も必要な者でありますから、此等の物を敵國に交附即ち與へた者は死刑に處することゝしたのであります、

第二項の兵器彈藥其他軍用に供する物と云ふは銃砲彈藥戰鬪地圖等のことであります、此等の物も軍事上必要の物でありますから、此等の物を敵國に交附した者を死刑又は無期懲役に處することゝしたのであります、

本條は舊刑法第百三十條の規定を修正した條文であります

參照舊刑法

第百三十條　交戰中敵兵を誘導して本國管內に入らしめ若くは本國及ひ同盟國の都府城塞又は兵器彈藥船艦其他軍事に關する土地家屋物件を敵國に交附したる者は死刑に處す

第八十三條　敵國ヲ利スル爲メ要塞陣營艦船兵器彈藥汽車電軍鐵道電線其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損壞シ若クハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

本條は敵國を利する爲め軍事上必要なる器具及ひ物件を損壞した者の處分に關する規定で本條に敵國を利すると云ふことは、敵國を利益する爲めと云ふことで、此敵國を利益

する爲めに帝國の要塞陣營艦船兵器彈藥を始め汽車電車鐵道電信電話より其他砲臺燈臺道路橋梁等を損壞即ち使用することが出來ない樣に破れば、死刑又は無期懲役に處すると云ふことであります、此等の物は軍事上必要の物件て此等物件の有無は戰爭の勝敗に最も重大の關係を有しますから重き死刑又は無期懲役に處することとしたのであります、而して本條は本法の新に設けた規定であります、

第八十四條　帝國ノ軍用ニ供セサル兵器彈藥其他直接ニ戰鬪ノ用ニ供スヘキ物ヲ敵國ニ交附シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

本條は帝國の軍用に供せさる兵器彈藥其他直接戰鬪の用に供すべき物を敵國に交附した者の處分に關する規定であります此帝國の軍用に供せさる兵器彈藥と云ふは舊式で廢物となつた兵器彈藥其他民間にて用ゐて居る獵銃彈藥のことで其他直接戰鬪の用に供すべき物と云ふは被服食糧馬匹車輛等のことであります、此等の物の有無も戰爭の勝敗に關することであれば此等の物を敵國に交附した者を無期又は三年以上の懲役に處すること、したのであります、本條も本法の新に設けた條文であります、

第八十五條　帝國ノ爲メ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幫助シタル者ヲ死刑無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄シタル者亦同シ

本條は間諜罪に關する規定で第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に敵國の爲め間諜を爲し又は敵國の間諜を幫助し云々とありますか此間諜と云ふことは戰鬪員即ち將校兵卒以外の敵の樣子を探る者のことであります、即ち敵軍の狀況道路の險夷等の探偵を爲し之を味方に報知するを以て職務と爲す者のことで此間諜の行動は戰爭の勝敗に非常の影響を及ぼす者であります、又間諜の幫助と云ふことは間諜を助けて便宜を與ふることを云ひます、而して此間諜及び間諜の幫助をする者は、帝國の臣民たると外國人とに拘らず苟も戰爭地に入り込み軍事上の探偵を爲し敵國の爲めに間諜を爲し又は間諜の幫助をした者は死刑又は無期若くは五年以上の懲役に處すること、したのであります、

第二項の軍事上の機密を敵國に漏泄したる者亦同しと云ふ此軍事上の機密と云ふは敵に對する作戰計畫のことで此作戰計畫を敵國に知らせた者を間諜と同しく處分すると云ふことであります、

本條は舊刑法第百三十一條を修正した規定であります、

參照舊刑法

第百三十一條　本國及び同盟國の軍情機密を敵國に漏泄し若くは兵隊屯集の要地　又は道路の險夷を敵國に通知した者は無期徒刑に處す

敵國の間諜を誘導して本國管內に入らしめ又は之を藏匿したる者亦同し

第八十六條　前五條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

本條は前五條に記載した以外の方法を以て敵國に軍事上の利益を與へ又は帝國の軍事上の利益を害した者の處分に關する規定であります、此前五條と云ふは第八十一條より第八十五條に至る五ケ條のことで此五ケ條に記載した以外の方法を以て敵國に利益を與ふると云ふことは日本軍の出征又は出征軍の上陸地を敵國に知らせる等はこれ皆敵國に利益を與ふる者で、又日本帝國の軍事上の利益を害すると云ふことは虛僞の報告を爲し日本軍に何等の防禦をなさしめないときの如きは、日本軍の利益を害した者であります、此等の者は概して前五條に記載した罪より其情が輕い爲め二年以上の有期懲役に處することゝしたのであります、而して本條は舊刑法第百三十二條を修正した規定であります、

參照舊刑法

第百三十二條　陸海軍より委任を受け物品を供給し及び工作を爲す者交戰の際敵國に通謀し又は賄賂を收受して命令に違背し軍備の欠亡を致したる者は有期流刑に處す

第八十七條　前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

本條は外患罪の未遂罪に關する規定で本條の罪は犯人が既に犯罪の實行に着手して未だ目的としたことを遂けない場合に本罪は成立します、舊刑法は內亂罪の未遂罪に付ては第百二十四條に於て未遂罪の時に於て尙ほ本刑を科すとの規定がありましたが外患罪の未遂罪に付ては何等の規定がありませんから、本法は必要上本條を新に設けたのであります、

第八十八條　第八十一條乃至第八十六條ニ記載シタル罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

本條は外患罪の豫備又は陰謀を爲した者の處分に關する規定で卽ち本法第八十一條より第八十六條に記載した罪の豫備又は陰謀を爲した者は一年以上十年以下の懲役に處することゝしたのであります、而して此豫備又は陰謀のことに付ては內亂罪に關する第七十八條の場合に於て說明したと同一でありますから說明しません、

第八十九條　本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行爲ニ亦之ヲ適用ス

本條は戰時同盟に對する行爲に付ても本章を適用すると云ふ規定であります、而して此戰時同盟と云ふことは條約に依り日本帝國と敵を同くして、共に戰爭行爲を爲す外國のことであります、假令は日本が露國と戰爭をする場合に淸國が日本と同盟して露國と戰ふ場合の如きを云ひます、此場合には日本と淸國とは同一味方であれば日本と同盟せし淸國民は露國に對し本章の罪を犯したときは、日本人が犯したときと同しく處分すると云ふことであります、而して本條は本法の新に設けた規定であります、

總說

本章は國交に關する罪の規定で此國交と云ふことは國と國との和親を保つ爲め其交際を圓滿にすることを云ひます、而して此國交に關する罪と云ふは國際上の和親を破る罪のことにて、卽ち外國の君主大統領及び使節に對し暴行脅迫又は侮辱を加へ若くは外國に對し私に戰爭を爲し或は外國と交戰の際局外中立に關する命令に違背する等の罪のことであります、舊刑法には此點に付き外患の罪に關する規定の中に一二の條文がありますけれども、不完全で到底國際交通の益〻盛なる今日に應することが出來ませんから本法は必要上新に本章を設けたのであります、

第九十條　帝國ニ滯在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

帝國ニ滯在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ

三年以下ノ懲役ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

本條は外國の君主又は大統領に對し暴行脅迫を加へ若くは此等の方に侮辱を加へた者の處分に關する規定で、第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に帝國に滯在する外國の君主又は大統領に對し暴行又は脅迫を加へた者云々とありますが、此帝國に滯在する外國の君主及び大統領とは日本國に御來遊なされて御逗留中の外國の君主又は大統領のことで而して外國の君主とは外國の主權者即ち外國の天皇のことであります、又大統領と云ふは共和政體國の主權者即ち共和國の大統領と申す御方のことであります、此等の御方に對し暴行又は脅迫を加へた者は一年以上十年以下の懲役に處せられます、而して暴行とは不法の腕力のことで、假令ば外國の君主又は大統領の帝國內地を御旅行の際馬車を奪つて通行を妨害した如きことを云ので又脅迫とは目前に害のある威力を示して其結果他人の身體を強制するに等しき精神上の恐怖を生ぜしむる行爲を云ひます、而して此罪の成立するには外國の君主又は大統領と云ふことを知つて暴行又は脅迫を加へなければなりません、若し知らずに加へたときは本條の罪とはなりません、

第二項の外國の君主又は大統領に對し侮辱を加へた者は云々と云ふ此侮辱には言語を以てすると形容を以てするとの二種あります即ち此形容を以て毆打の狀を爲し目を張り舌を出す等身體の姿勢又は擧動を以て輕蔑の意を表はすことで馬鹿又は間抜けと云ふが如きは、言語に依る侮辱であります、此侮辱を外國の君主又は大統領に對し加へたときは三年以下の懲役に處せられます、然れども外國の君主又は大統領に對し拳を堅めて毆打の狀を爲し目を張り舌を出し馬鹿間抜けと云ふたからとて、侮辱されたと思ふか否や不明でありますから此侮辱罪は外國政府の請求を待て其罪を論ずることゝしたのであります、

第九十一條　帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但被害者ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

本條は外國の使節に對し暴行脅迫又は侮辱を加へた者の處分に關する規定で、第一項と第二項より成りたる條文であります、而して第一項に帝國に派遣せられたる外國の使節に對し暴行又は脅迫を爲したる者は云々とありますが、此外國の使節と云ふことは其本國を代表して外國に派遣せられた公務員即ち全權大使、全權公使、特命全權公使、代理公使等のことであります、此等の使節に對し暴行又は脅迫を加へた者は三年以下の懲役に處せられます、

第二項は帝國に派遣せられた外國の使節に對し侮辱を加へた者の處分に關する規定で此使節に對し侮辱を加へた者は二年以下の懲役に處せられます、而して本條の侮辱罪も前條の侮辱罪と同一の理由でありますから說明しませんが、唯異なる處は前條は外國の君主又は大統領に對する罪で、本條は使節に對する罪との差がある丈けであります、

第九十二條　外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其國ノ國旗其他ノ國章ヲ損壞除去又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ侍テ其罪ヲ論ス

本條は外國を侮辱した者の處分に關する規定で本條に外國に對し侮辱を加ふる目的を以て其國の國旗其他の國章を損壞除去又は汚穢したる者は云々とありますが、此外國及び侮辱等の文字に付ては既に說明をしましたから、重て說明をしませんが、其國の國旗と云ふことは其國を表章する旗のことで假令ば日本の日の丸の旗の如きを云ひます又其他の國章とは國家を表章する徽章のことにて、假令ば公使館又は領事館を表章する徽章の如きものを云ひます此等其國を表章する國旗及び國章を損壞除去又は汚穢した者は外國を侮辱した者であれば本罪であります而して本罪を犯した者は二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處せられます、此外國侮辱罪も外國政府の請求を待て其罪を論ずとありますから、外國政府の請求のなきときは、罪として論じないと云ふことであります、

第九十三條　外國ニ對シ私ニ戰鬪ヲ爲ス目的ヲ以テ其豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上五年以下ノ禁錮ニ處ス但自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

本條は外國に對し私に戰鬪を爲すの目的を以て其豫備又は陰謀を爲したる者の處分に關

する規定で、本條に外國に對し私に戰鬪を爲す云々とありますが此外國に對し私に戰鬪を爲すと云ふことは一私人が共同團結して腕力を以て不法に抵抗することでありますけれをも元來戰爭を爲すの權は　天皇の大權に屬して一私人の自由行動を許すべき者ではありません、若し之を許すとすれば外國との平和を破り其結果帝國と事端を惹起すことゝなりますから、外國に對し私に戰鬪を爲す目的を以て其豫備又は陰謀を爲したる者は三月以上五年以下の禁錮に處することゝしたのであります、而して陰謀とは外國と私に戰鬪を爲す目的を以て二人以上の間に秘密計畫を決議することで豫備とは兵を募り又は兵器糧食を準備する等のことであります本來より云へは豫備及び陰謀の所爲は罰しないのは原則であります、然れども本條の罪は重大の罪でありますから其豫備又は陰謀を爲した者は特別の一罪として罰することゝしたのであります、而して本條の罪は自首すれば免除されます之を免除するのは自首を奬勵して大害を未發に防ぐ爲めであります、

本條は舊刑法第百三十三條を修正した規定で舊刑法は豫備の所爲のみを罰することゝしてありますが其範圍が狹きに失しますから、本法は其範圍を擴めて豫備及び陰謀の所爲まで罰することとしたのであります、

參照舊刑法

第百三十三條　外國に對し私に戰端を開きたる者は有期流刑に處す其豫備に止まる者は一等及び二等を減す

第九十四條　外國交戰ノ際局外中立ニ關スル命令ニ違背シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は局外中立の命令に違背した者の處分に關する規定で本條に外國と交戰の際局外中立の命令に違背した者は云々とありますか、此外國に交戰の際と云ふことは、外國と外國との間に、戰爭が始つて居る場合のことで、又局外中立に關する命令と云ふことは、交戰國の何れの國に對しても助勢をしないと云ふ命令のことであります、又命令に違背すると云ふことは、交戰國の一方又は双方に對して軍用品を賣買する等のことで、此等局外中立に關する命令に背いた者は、三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處せらるゝと云ふことであります、

本條は舊刑法第三十四條と同一の規定であります、

第五章　公務ノ執行ヲ妨害スル罪

總說

本章は公務の執行を妨害する罪に關する規定で公務とは公務員の執る職務のことで、公務員と云ふことは、官吏公吏議員委員職員のことであります、而して本章は、舊刑法の官吏の職務を行ふを妨害する罪及び官の封印を破棄する罪を合併したのを修正した規定で又舊刑法は封印破毀に關する罪を官吏の職務を行ふを妨害する罪と區別してありますが、此封印破毀の所爲は、公務の執行を妨害する罪でありますから、本法は之を本章に規定したのであります、

第九十五條　公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス、

公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲サザラシムル爲メ又ハ其職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ

本條は公務員の職務執行を妨害する者の處分に關する規定で第一項と第三項より成りたる條文であります、而して第一項に公務員の職務を執行するに當り云々とありますが、此公務員と云ふことは、官吏公吏法令に因り公務に從事する議員委員其他の職員のことて、此等公務員の職務の執行と云ふは例へは巡査憲兵卒の犯人逮捕又は豫審判事の家宅捜査收稅吏が商人の帳簿の檢査釀造石數の取調へ執達吏の財產差押等であります、是等公務員の職務を執行するに當り暴行又は脅迫を以て其職務の執行を妨害した者は三年以下の懲役又は禁錮に處せられます、而して暴行と云ふことを、廣き意味に云ふときは物に對すると人に對するとに拘らず總て不正の腕力のことを云ひます然れども本條に云ふ暴行とは狹き意味の暴行で即ち他人の身體を強制する不法の腕力のことを云ひます、尙ほ之にも二個の制限かあります(一)腕力を以て他人に疾病又は創傷せしめたときは暴行とは云ひません、傷害罪として暴行と區別してあります、然れとも他人に創傷を負はしめ

ない毆打は多くは暴行と區別しません(二)不法に腕力を用ゆる其目的及ひ結果は物件のみに止つて、身體に關しない時は、暴行とは云ひません、毀棄損壞等の名があります、然れとも手の觸れた處は、物であつても、それか爲め他人の身體を強制する目的及ひ結果かあれは暴行であります、脅迫にも廣き意味と狹い意味との二種あつて廣い意味に云ふ脅迫とは手段の如何を問はず總て人の心を恐怖せしむる所爲は脅迫てあります故に此意味に依れは苟も人を恐怖せしむる所爲てあれば、大聲を發して叱咤し目を怒らし又は銃口を目前に差付けるも皆脅迫であります、之に反して狹い意味の脅迫とは人の心裡に急迫なる危害を與ふるの恐怖心を抱かしむる所爲を云ひます、故に本條の罪の成立するには廣狹何れに依るかと云ひは執行官の職務たる多くは公權の命令に服さない者に對し實力に因り強制して執行する者でありますから、其職務の性質上、大聲叱咤目を怒らし如き單純の脅迫に依り威嚇されへき者ではありませんから、狹い意味に云ふ脅迫即ち目前に大なる害のある威力を示して其結果身體を強制するに等しい、精神上の恐怖を生せしむるのは、脅迫であります、

第二項の公務員をして或る處分を爲さしめ若くは爲さゞらしむる爲め云々と云ふことは巡査憲兵卒をして不法に犯人にあらざる者を逮捕せしむることを強制することで、又爲さゞらしめるとは巡査憲兵卒の正當に犯人を逮捕するのを妨けることで、又其職を辭せしむる爲めとは公務員と云ふ資格を失はしめることを強制することを云ひます、而して其暴行又は脅迫の結果其職務の執行を遂けたと辭職せしめたとを問はす本罪であります、而して本罪を犯した者は三年以下の懲役若くは禁錮に處せられます、本條の第一項は舊刑法の第百三十九條を修正した規定で第二項は本法の新に設けた條文であります

參照舊刑法

第百三十九條　官吏其職務を以て法律規則を執行し又は行政司法官署の命令を執行するに當り其官吏に抗拒したる者は四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五千圓以下の罰金を附加す

暴行脅迫を以て其官吏の爲すへからさる事件を爲さしめたる者亦同し

第九十六條　公務員ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ封印又ハ標示ヲ無効ナラシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は公務員の施した封印又は差押の標示を損壞し又は無効ならしめた者の處分に關する規定で、本條の公務員の施した封印又は差押の標示と云ふことは收稅官及び執達吏は、人民の家屋又は物件等を差押へて其處分を禁ずる爲めの封印又は揭示のことで此等公務員の施した封印又は標示を損壞又は無効ならしめた者は二年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處せられます、又其他の方法を以て封印及ひ標示を無効ならしめたと云ふは公務員の施した封印又は標示に墨を塗り差押の封印であるか標示であるか分らない樣にし、を破毀した場合のみを規定し其範圍狹隘に失しますから、本法は差押の標示を無効又は損壞した場合をも之を罰することとしたのであります、

參照舊刑法

第百七十四條　官署の處分に因り特別に家屋倉庫其他の物件に施したる封印を　破棄したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處す

若し看守者自ら犯したる時は一等を加ふ

たことを云ひます、

本條は舊刑法第百七十四條官署の處分に依り云々と云ふを修正した規定て舊刑法は封印

第六章　逃走ノ罪

總說

本章は囚人の逃走に關する規定で、囚人とは法律命令に依り監獄に拘禁せられた者を云ひ、逃走とは囚人か當該官吏の監督區域を脫する所爲を云ひます、而して本章は舊刑法囚徒逃走の罪を修正した規定て舊刑法は囚徒に關する事のみを規定し、懲治場に留置した留置人其他自由を拘束する爲め一定の場所に拘禁した者の逃走した場合の規定がありませんから、本法は此等囚人にあらさる者か逃走した場合にも之を罰する爲め廣く法令に因り拘禁せられた者と、修正したのであります、

第九十七條　既決未遂ノ囚人逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

本條は既決未決の囚人逃走に關する規定て本條に既決未決の囚人とありますが、此既決の囚人とは有罪判決の確定して其刑の執行を受けるため監獄に拘禁され居る者のことを

云ひ未決の囚人とは確定判決を受けない即ち犯罪嫌疑者として監獄に拘禁され居る者のことを云ひます、此等の囚人は逃走したときは、一年以下の懲役に處せられます、而して逃走と云ふことは、既に陳へたる通り、囚人は當該官吏の監督區域を脫することを云ひますけれども、獨り監獄内より逃けるばかりてなく、出役先より逃けることもあり、又は護送の途中より逃けることもありて、逃げる場合は異つても其處分は同一てあります。

本條は舊刑法第百四十二條の第一項と第百四十四條とを繼き合せた條文てあります

參照舊刑法

第百四十二條　第一項既決の囚徒逃走したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處す

第百四十四條　未決の囚徒入監中逃走したる者は第百四十二條の例に同し但原犯の即ち判決する時に於て致命俱發の例に照して處斷す

第九十八條　既決未決ノ囚人又ハ拘引狀ノ執行ヲ受ケタル者拘禁場又ハ械具ヲ損壞シ若クハ暴行脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ逃走シタル時ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

本條は前條より加重の情狀ある囚人逃走の處分に關する規定であります、即ち拘禁場又は械具を損壞して逃走した場合と暴行脅迫を爲して逃走した場合と二人以上通謀して逃走した場合て其何れの場合なるに拘らず以上の方法手段を以て逃走した者は三月以上五年以下の懲役に處せられます、本條に拘引狀とあるは拘引狀の執行を受けた者と未決囚人とを區別しあるは拘引狀は犯罪の疑ある者を裁判所へ出頭せしむる爲めに發する令狀で此拘引狀の執行を受けた者は未だ囚人と云ふことは出來ない爲めであります又拘禁場と云ふは監獄及び警察署の留置場等のことで械具とは手錠捕繩等のことであります、此等拘禁場及び械具の損壞とは破ることで暴行とは看守者を毆打又は制縛する等不法の腕力のことで脅迫とは刀劍を目前に差し付け看守者を恐怖せしむる等のことを云ひます、而して二人以上通謀と云ふことは、二人以上にて逃走することを相談することで此等は何れも犯すに易しく防ぐに難い爲め刑を重くしたのであります、

本條は舊刑法第百四十二條の第二項及び第百四十五條とを繼ぎ合せた條文であります、

參照舊刑法